

「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」に関する意見募集に提出された意見 【団体】

No.	団体名	意見
1	株式会社 TBS テレビ	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>現状、国内及び欧米の大手動画サイトについては、メールによる削除申請の受付だけでなく、サイト側で用意した独自の申請ツールが提供されている等、それなりに迅速な削除が可能となっているが、いわゆるマイナーなサイトでは、従来通りのメールのみの申請しか受け付けておらず、削除対応も大手サイトと比較して時間がかかるといった問題がある。また、Youku や Tudou といった中国系の大手サイトの場合、特に削除ツールの提供が行われていないだけでなく、削除申請にあたっては、都度、中国国内法によるものなのか、正規の権利者である旨の厳格な証明を要求してきており、事実上、削除申請を行うこと自体が困難となっており、この点については政治レベルでの対応が必要と思われる。また、削除という観点に関していえば、権利者側の申請に基づき削除を行うだけでなく、そもそもサイト側での自主的な対応が行われてしかるべきと考えが、この点については一部の大手サイトでは、ウォーターマーク等での自動判別といった技術的手段の導入が行われ初めてはいるものの、現状での対応は不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>発信者情報の開示に関しては、通常、サイト側への開示要請とプロバイダ側への開示要請という二段階での開示要請が必要になるが、個人情報保護との関係もあり、厳格な手続きが必要であったり、さらにはサイト自体が国外にある等、現実的には要請を行うこと自体、非常に困難であると言わざるを得ない。この点について、サイト側では通常、会員制度をとることにより、利用者の管理を行ってはいれる点を踏まえると、少なくとも国内のサイトに関しては、法的な規制により、本人確認を義務付けるといった対応が望ましいと考える。</p> <p>(3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <p>放送コンテンツに関しては、デジタル化に伴って保護手段が導入されたものの、フリーオ等、事実上、これを無効化する機器が販売され、結果、放送コンテンツが高画質のまま、不正にネット上に流通してしまっている。よって、この点については、このような機器の輸入、製造、販売を法的に規制することが望ましいと考える。</p>

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

損害賠償額の算定に関しては、実際に訴訟を行う場合には114条の推定規定によることになるが、映像コンテンツに関しては、違法配信による被害はパッケージ商品の売り上げにも多大な影響を及ぼしており、裁判所による損害額の認定にあたってはこのような点への考慮が行われることが望ましいと考える。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

現状では、違法コンテンツへのリンクに関しては、リンク先に対して削除の要請等を行っている。しかしながら、実態としては多くの場合、リンクを行っている側は、リンク先のコンテンツが違法なものであることを認識したうえで行っているケースが殆どであり、その点からすれば、該当の違法コンテンツを掲載した者に準じた法的責任を負うべきと考える。そして、現行の著作権法でも、リンクの態様等によっては解釈上、そのような責任追及が可能な場合もありますが、インターネットの利用が拡大している現状を考えると、著作権法の条文上においても、明確な規定を置くことが望ましいと考える。

(6) 効果的な啓発活動について

啓発という点でいえば、若年層への教育といったことも考えられるが、効果と言う面では、やはりネット上における著作権侵害事案について、摘発が行われた旨のニュース報道が世に出ることであるため、この点からも侵害事案の更なる取り締まり強化が望ましい。

(7) その他

インターネットに関しては、現状、プロバイダ責任制限法により、プロバイダやサイトの責任がかなり軽減されている。しかしながら、一方でコンテンツの権利者側の立場から見ると、インターネットの拡大に伴い、侵害事案が増えた結果、権利者側の負担は従来と比べ、多大なものとなっている。よって、このような現状を考えると、プロバイダ責任制限法に関しても、プロバイダへの自主的な監視対応の義務付け等、何らかの見直しがあつてしかるべきものとする。

2	<p>社団法人 日本音楽 著作権協会</p>	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>考えられる改善策等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フランスにおけるスリー・ストライク法と同様の制度の立法化 2 電子掲示板サービス等で、侵害コンテンツが大量に掲載されたスレッドを放置するプロバイダ等の責任の制度上の明確化 <p>協会は、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン(以下「著作権関係ガイドライン」という。)が実施された平成14年以降、インターネット・サービス・プロバイダ等に対し侵害コンテンツの削除要請を行ってきており、これまでに39万件的違法ファイルが削除(平成21年11月30日現在)されています。さらに、従前から刑事告訴を含む多数の法的措置を講じているにもかかわらず、侵害コンテンツの数は増える一方であり、侵害行為も後を絶ちません。</p> <p>1について 先般フランスで成立したいわゆるスリー・ストライク法を我が国でも法制度化することは、大きな意義があることと考えられ、そのための検討を早急に開始すべきです。</p> <p>2について 1とあわせ、近年侵害コンテンツの温床となっている、いわゆる電子掲示板サービス等を利用し、大量に侵害コンテンツを掲載しているスレッドについて、一部のファイルの侵害事実を特定するだけで、それらのファイルを含むスレッド単位に削除されるよう制度面での改善がなされれば、侵害コンテンツの削除は大幅に効率化されます。一部のプロバイダ等には既に前述のような削除に自主的に応じているものもいることから、侵害コンテンツのより一層迅速な削除のために、こうしたスレッドを放置しているプロバイダ等の責任を制度上明確にすべきです。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>考えられる改善策等 制度の見直しによる迅速な発信者情報開示の実現</p> <p>プロバイダ責任制限法は、4条2項において、「開示関係役務提供者は、(中略)開示の請求を受けたときは(中略)開示するかどうかについて</p>
---	----------------------------	--

		<p>当該発信者の意見を聴かなければならない」としています。しかしながら、意見聴取を受けた発信者は通常開示を拒絶するため、法律に基づく発信者情報の開示は行われることがないのが実情です。このため権利者は、侵害コンテンツの削除までは行えたとしても、侵害を行った発信者を特定することができず、それまでの間の損害賠償を請求することができません。一方、発信者のプライバシーや表現の自由等に一定の配慮が必要なことも理解はできますが、違法行為を行っていることが明らかなのであれば、当該違法行為を行う発信者の情報は速やかに開示されるべきです。侵害を行った発信者の速やかな開示を受け、損害賠償請求を行うことは、エンフォースメントを実効性あるものにするだけでなく、侵害行為の発生防止にも大きな効果が期待できます。したがって、違法行為を行っていることが明らかである場合には、発信者情報開示手続きが迅速かつ円滑に行われるよう、制度を見直すべきです。</p> <p>(6)効果的な啓発活動について</p> <p>学校教育の場における適正なインターネット利用に関する教育の強化 音楽著作権の侵害に関する告訴案件において、被疑者が未成年であるケースが後を絶たないことから、学校教育の場における適正なインターネット利用に関する教育を一層強化すべきです。</p> <p>以上</p>
3	株式会社集英社 編集総務部知的財産課	<p>①リンク行為の違法化について</p> <p>インターネット上に氾濫する漫画コンテンツ・アニメなどの動画コンテンツの著作権侵害に歯止めをかけるには、「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」への早急な対策が第一と考えます。そのためには、「リンク行為」そのものの法的な再定義が必要かと思えます。本来は技術用語である「リンク」を侵害対応において直接侵害と区別する基準にしているために、様々な不合理が生じていると思えます。特に技術的にはリンクに分類される「object」、「applet」、「embedb」、「fly リンク」などの所謂「埋め込み」技術が一般化してからは、サイト上で画像・動画を表示するのにデータが内部外部いずれのサーバに保存されているかは無関係となっております。にも拘らずデータがどこに保存されているかで直接侵害となったり、サイト管理者(直接の行為者)にはなんらペナルティを課せられなかったりという状況は不合理です。現在、インターネット上で「違法漫画サイト」といわれるもののほとんどはリンクサイトです。サイト管理者自らのサーバに無断複製データをアップロードすれば著作権法による直接侵害で対応できますし、サービス提供を受けているプロバイダのサーバに無断複製データをアップロードすればプロバイダ責任制限法の削除</p>

要件にあたり、実際にはサイト閉鎖等の処置をとるプロバイダがほとんどです。いずれにしる権利者は、サイト管理者またはサービス・プロバイダ1者への対応で済みます。それに対し、現行法下でリンクサイトに対応するためには、全世界に無数に存在するオンラインストレージ、ホスティングサービスを相手にその保存されたデータひとつひとつについて削除要請をしなければなりません。こうした違法な漫画リンクサイトが無数にあり、一方的に権利を侵害されている権利者が自らの権利を守るためには、これらの膨大な作業を強いられ、全くの不条理というほかありません。リンクサイトによる侵害に効率的に対応するためには、リンク行為そのものを違法化するのが理想です。法改正は容易ではないでしょうが、政令または関係省庁の省令・ガイドライン等による運用によって著作権法における「頒布」にリンク行為を含めるか違法な公衆送信の幫助とすることが考えられます。また、プロバイダ責任制限法の削除要件が「発信者」に限られていますが、リンク行為者もその対象とするか、少なくとも正当な権利者の申し出により「リンクを切断」する義務まではプロバイダに負わせるべきです。一般にプロバイダはコンテンツそのものについて判断できませんから、違法性の線引きを示してあげないとなんら行動できません。ネットユーザーの間では、リンク行為については権利者側の対応が困難であることが周知されており、無断複製データへの直接のリンクは99%確信犯です。仮に意図しないリンクであっても、無断複製データを公衆に提示して著作権者の権利を侵害したことについて相応の結果責任をネットユーザーが負うことはやむをえないと考えます。

②サービス・プロバイダの統一的な業界団体について

ネットユーザーのモラルを一朝一夕に向上させることは困難です。したがって当面の侵害対応には権利者団体とプロバイダとの交渉が不可欠です。しかし、プロバイダには実質的な業界団体はなく、明確な業界ルールも権利者団体やコンテンツビジネス団体との交渉窓口もありません。世界中に公衆送信する業界の影響力に比して、あまりに無秩序な状態といわざるをえません。まず、サービス・プロバイダの組織化と業界団体設立をご指導いただきたいと思います。そして、業界間での利害の調整を図り、インターネット業界の健全化を図っていただきたいと思います。

4	社団法人日本映像ソフト協会	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策を論じる前に、そもそも発信されたコンテンツを自動的に送信可能とするのではなく、それが侵害コンテンツかどうかを目視確認した後に送信可能とするようサイト運営者に義務付ける等、侵害コンテンツの送信を未然に防止する方策を取るよう要望いたします。かかる方策を取ったにもかかわらず、侵害コンテンツがアクセス可能になり権利者から削除要求があった場合、速やかに削除することをサービスプロバイダ及びサイト運営者に義務づけるとともに、削除したことによる法的責任を負わないとするよう要望いたします。</p> <p>以下、理由を申し述べます。</p> <p>1. アクセス可能とする前に目視確認する必要性 動画投稿サイト等、侵害コンテンツがアップロードされる蓋然性の高いサイトの運営者は、投稿者が侵害コンテンツをアップロードすることを予見しうるのですから、著作権者等の権利が侵害されることを未然に防ぐ方策を講じる等の結果回避義務を負うのが当然です。また、動画投稿サイトの運営者は私人ですから、投稿者が投稿するコンテンツを事前に目視確認して侵害コンテンツの疑いがあるものをアクセス可能にしないとしても、投稿者の表現の自由の侵害等の問題が生じる余地はありません。したがって、まず侵害コンテンツのアップロードを未然に防止する義務があることを明確にすべきであると考えます。</p> <p>2. 速やかな削除の必要性について インターネット上に侵害コンテンツがアップロードされた場合、瞬時にそのコンテンツが世界中どこからでもこれをダウンロードできる状況が生じます。しかも、一度侵害コンテンツがダウンロードされるとP2Pや動画投稿サイト等を通じてさらに多くの人々の手に侵害コンテンツが拡散されることとなります。それゆえ、著作権者に与える不利益は有体物である記録媒体を用いた侵害コンテンツによる被害とは桁違いの被害を著作権者等に与える結果となります。したがって、まず侵害コンテンツのアップロードを未然に防止すべきですし、そのための方策を取ったにもかかわらず侵害コンテンツへのアクセス可能な状態が生じた場合には、一刻も早く侵害コンテンツは削除される必要があります。</p>
---	---------------	--

3. 速やかな削除による発信者の不利益の有無 他方、コンテンツの発信者にとっては、動画投稿サイト等の運営者が侵害コンテンツとして速やかな削除を行ったとしても、それにより被る不利益はさほど大きくはない実態にあります。なぜならば、多くの侵害コンテンツのダウンロードは無料であり、削除したとしても発信者に収入の減少等の不利益は生じません。仮に有料だとしても一旦削除されても後日再度発信することができるのですから、発信者は後日十分収入を確保する機会を得ることができます。したがって、侵害コンテンツだとして削除要求があった場合、まず速やかにこれを削除することをサービスプロバイダーやサイト運営者に義務付けても、発信者に回復不能な損害を与えることはないと考えられます。

4. わが国の現行法制について ところが、わが国の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」といいます。)3条2項2号では、自己の権利が侵害された者が侵害情報等を示して送信防止措置を要求した場合、送信防止措置を取ること無く発信者に送信防止措置を講じることに同意するかどうかを照会し、一定期間内に送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申し出が無い場合に、送信防止措置による発信者に対する責任を負わないとしています。それゆえ、権利を侵害された者は、送信防止措置を要求した後発信者から送信防止措置に対する回答を待っている間、インターネット上の侵害コンテンツへのアクセスは増大するのですから、被害拡大の放置を強いられることとなります。そして、インターネット上での侵害の拡大は、前述したように有体物である記録媒体を用いた侵害コンテンツによる被害の比ではありません。

5. 米国の制度について 貴本部デジタル・ネット時代の知財制度専門調査会は、昨年11月、「デジタル・ネット時代の知財制度の在り方について(報告)」で米国を母国とする「フェアユース規定」をわが国に導入することを答申しています。米国では単に著作権を制限しているだけでなく、著作権者の正当な利益を保護するためのわが国には無い様々な制度を設けています。侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策もそのひとつです。米国著作権法512条(a)節(1)項(C)号は「第(3)項に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたりとされるまたは侵害行為の対象とされる素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。」を著作権侵害責任の免責の条件のひとつとし、同条(g)節(1)項では、除去又はアクセス解除したことについて「何人に対しても責任を負わない。」旨を定めています。そして、発信者に除去又はアクセス解除を発信者に通知し、発信者から反対通知があった場合には削除又はアクセス解除したコンテンツを復活させることにしています(同条同節(2)項(C)号)。。

6. 侵害コンテンツの送信防止措置の必要性と送信防止措置による被害との利益衡量 米国の制度は、まず送信防止措置を取ることとし送信防止措置による発信者の損害についてプロバイダの責任を制限していますから、インターネット上の侵害コンテンツによる被害拡大をまず防止することを重視しているといえます。 他方、わが国の制度は、送信防止措置への発信者の意思を確認することとし侵害コンテンツによる被害拡大に対するプロバイダの責任を制限していますから、侵害コンテンツによる被害者保護より、発信者の利益を優先しています。 そのいずれが妥当かは、侵害コンテンツによる被害拡大と送信防止措置による発信者の損害とを比較考量し、いずれを優先するのが妥当かということにほかなりません。 そして、侵害コンテンツの放置は、単にそのサイトから惹起される被害に留まらず、世界中のサイトに侵害コンテンツが拡散し回復不能な被害を惹き起こす結果となります。他方、侵害コンテンツの大半が無料でコンテンツを提供している状況を鑑みると、送信防止措置が講じられた結果惹き起こされる発信者の被害は極めて軽微です。 侵害コンテンツの送信防止の緊急性を考えるならば、送信防止措置の要求があった場合にはまず送信防止措置を講じた後、発信者に通知する制度の方が実態に則した制度であると考えます。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

発信者情報開示の目的は、侵害コンテンツ発信者に対する権利者の権利行使を容易に行いうるようになるためであると思います。そうであるならば、侵害コンテンツの発信者を特定するに足る情報をプロバイダやサイト運営者が保有している必要があります。 したがって、フリーメールのアドレス等の発信者を特定するために不十分な情報を申告させるに留まるのではなく、発信者を特定するに足る情報をあらかじめ申告させる等の方策が必要です。したがって、発信者を特定するに足る情報の保有をプロバイダやサイト運営者に義務づけるべきと考えます。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

アクセスコントロールとされているもののうち、複製したものは正規の機器でもアクセスできないものを、コピーコントロールとして制度上位置づけることを要望いたします。 1. 著作権保護技術と技術的保護手段との相違の有無 著作権審議会マルチメディア小委員会は、技術的保護手段を(a)複製不能型、(b)複製作業妨害型、(c)使用不能型の3つに区分し、(c)の使用不能型をアクセスコントロールとしています。現行著作権法2条1項 20号の技術的保護手段は、アクセスコントロールを含まないものとして定義されていますが、著作権審議会マルチメディア小委員会

はアクセスコントロールを含む概念として技術的保護手段の用語を用いています。最近では、アクセスコントロールを含む概念として著作権保護技術という用語が用いられますが、平成19年10月12日付「文化審議会著作権分科会私的録音録画補償金小委員会中間整理」41頁では著作権保護技術を「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」としています。そして現行著作権法2条1項20号は、技術的保護手段を著作権等の侵害を防止又は抑止する手段と定義しています。技術的保護手段の複製を「防止又は抑止する」と著作権保護技術の「実質的に複製を制御する」とは有意的な相違があるとは思えません。

2. 実質的に複製を制御する目的の著作権保護技術の回避又は無効化行為の実態 平成10年1月の「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」は、使用不能型の技術的保護手段を「複製作業は可能であり、著作物等の複製物もできるが、そのままでは使用できないようにする。使用ができないので、複製の意味もなくなる。」(第2章第3節)としています。その上で、「使用や受信というような、従来著作物等の享受として捉え、著作権等の対象とされてこなかった行為について新たに著作権者等の権利を及ぼすべきか否かという問題に帰着」(第2章第4節)すると、DVDビデオに用いられているCSSをアクセスコントロールとしています。しかし、DVDビデオからCSSを回避して複製する行為の実態は、「そのままでは使用できない」暗号化されたままの複製を行い暗号化された複製物の暗号を解いて視聴するものではありません。暗号化されたコンテンツを復号して「そのまま使用できるように」複製するのです。すなわち、CSSの回避行為は、視聴行為に際して行われるのではなく複製行為に際して行われます。旧著作権法では、器械的又は化学的方法による複製は著作権者の許諾を必要としていました。技術的保護手段を回避して視聴するのではなく、これを回避して複製する行為を禁止しても、「著作権等の対象とされてこなかった行為」を禁止するものではありません。

3. 使用不能なファイルの複製は著作権法上の複製といえるか 使用不能型の技術的保護手段が用いられている場合、複製できるとしても著作物の表現を感得できないものが複製されるにすぎません。著作権は創作的表現を客体とする権利ですから、およそその思想や感情の表現を感得できないデータは著作物ではありません。「雪月花事件」東京高裁判決(平成14年2月18日平成14年(ネ)第5641号)は「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを複製すること」とした上、書の著作物が照明器具のカタログに背景として小さく写っている事案について、「著作物としての本質的な特徴、すなわち思想、感情の創作的な表現部分が再現されているということはできない」として、著作物の複製に該当しない旨判示しています。使用不能型の技術的保護手段が用いられている著作物をそのまま複製したとしても、その著作物の本質的特徴を感得することはおろかその著作物をまったく感得することができません。そのような複製を著作権法上の複製に該当するという使用不能型技術的保護手段の位置づけは、司法の判断に沿って見直すよう要望いたします。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

法定損害賠償制度、懲罰的損害賠償制度及びクラスアクションの制度の導入を要望いたします。 貴本部デジタル・ネット時代の知財制度専門調査会は、昨年の報告書「デジタル・ネット時代の知財制度の在り方について(報告)」で「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入を答申しました。フェアユースの法理の母国である米国では、単にフェアユース規定により著作権を制限するだけでなく、法定損害賠償制度、懲罰的損害賠償制度、クラスアクション制度等、著作権者の正当な利益を保護する諸制度を設けています。 現在、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において「日本版フェアユース規定」の是非についての審議が行われていますが、仮に「日本版フェアユース規定」を導入するのであれば、単に権利制限を行うだけでなく、著作権者等の保護にも十分配慮されるべきです。そのような配慮を損害賠償額の算定に関して行うならば、法定損害賠償制度及び懲罰的損害賠償制度の導入も併せて行われるべきです。また、個々の権利者が訴訟の負担を負うことは過重な負担となりかねませんので、クラスアクションの制度を導入することも個々の権利者の損害賠償額立証の負担を軽減することになります。 よって、法定損害賠償制度、懲罰的損害賠償制度及びクラスアクションの制度の導入を要望いたします。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

リンク先の侵害コンテンツが実際に自動公衆送信されたかどうかを問わず、侵害コンテンツへ誘導するリンク行為自体を著作権侵害行為とするよう要望いたします。 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトは自動公衆送信権侵害を容易にし、違法複製物のダウンロードを唆す行為ですから、著作権者等の利益を不当に害する有害な存在です。侵害コンテンツにリンクを張るためにはリンク先のコンテンツを確認しなければならないのですから、それが侵害コンテンツであることを熟知した上で自動公衆送信権侵害を容易にし、かつ、違法複製物のダウンロードを唆していると考えられます。リンク先が侵害コンテンツであることを知らなかったということはありません。 わが国の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」は権利者からの削除要求があっても発信者に送信防止措置に同意するか否かを照会した後、一定期間経過するまでリンク先の違法コンテンツは送信防止措置を講じなくても免責されることになっています。しかし、侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトの運営者は侵害コンテンツであることを熟知してリンクを張っているのですから、侵害コンテンツであることがわからないことを前提とするこのような免責を受ける前提を欠いています。 しかもリンク先が外国であることも少なくなく、リンク先の侵害コンテンツへ

		<p>の権利者の権利行使はわが国の著作権法に基づいて行いうるとはかぎりません。したがって、侵害コンテンツへ誘導するリンク行為は、誘導先の侵害コンテンツの自動公衆送信権侵害行為等の共犯として責任を問うるだけでは不十分であり、リンク行為それ自体を著作権侵害とする必要があると考えます。</p> <p>(6)効果的な啓発活動について</p> <p>当協会は、出版物、ホームページやパブリックコメント等により、インターネット上の著作権侵害に関わる広報活動を行っています。にもかかわらず、動画投稿サイトへの違法投稿やP2Pによる違法公衆送信等は無くなることはなく、十分にインターネット利用者の方々に声が届かない状況にあります。個々の権利者や団体が行う広報活動等には限界があり、権利者団体等関係者が連携して広報啓発活動を行う必要性を感じているところです。また、昨今、青少年が著作権侵害に係わってしまう例もあります。青少年の健全育成の観点からも、著作権侵害行為に係わることのないような規範意識の醸成及び社会環境の浄化が必要だと思われれます。そのような観点から、関係省庁及び関係団体が協力し、著作権侵害に係わることのないような規範意識の醸成と社会環境の浄化に努める方策を構築する必要があると考えます。</p> <p>以上</p>
5	社団法人 テレコムサービス協会	<p>【はじめに】当協会が、貴本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(以下「専門調査会」)のヒヤリング(平成20年10月14日)にて、以下のとおりプロバイダを代表して発表した説明・意見を以下再掲する。専門調査会報告書「デジタル・ネット時代における知財制度のあり方について」(平成20年11月27日)に一部反映されているが、当時から現在まで、プロバイダとしての状況認識に差異はなく、したがって、特に意見に変更は無い。</p> <p>A. 2001年にプロバイダ責任制限法を作る際、総務省、文化庁それぞれにおいてノーティスアンドテイクダウンの導入も含めて、ISPの責任の在り方について議論が行われたが、最終的には、裁判制度の違い等に鑑みノーティスアンドテイクダウンの導入は適当でないとの結論に至り、現在のプロバイダ責任制限法が立案された。</p> <p>B. 損害賠償責任の範囲の見直すべきとの主張については、何らかの取組をしている場合など一定の要件を満たす者を免責するという議論はありうと思うが、現行法に問題があるからというのではなく、自主的取組をさらに促進する方法はないかという視点での議論だと考えている。</p>

また、法的課題、免責要件や効果の規定の仕方など、見直しにあたって検討すべき課題は多いと認識している。

C. 法の対象が明確であるべきというのは、ISP業界としてもその通りだと考えている。ただ米国においても、バイアコム(Viacom)とユーチューブ(YouTube)がDMCAの対象となるか否かについて訴訟していると聞いているが、どのような法を作ってもある程度は法の線引きの問題は残ってしまうもの。ISP団体としては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。

D. 技術的な対策手段をとるべきとの主張については、法律で具体的な義務を規定し、幅広くISPにそのような義務を課すことは難しいのではないかと。標準的な水準の技術手段というのを定めるのは難しいし、技術についても変化・進歩していくものである。また、著作権についてのみ法律上特別な扱いをすることが望ましいことかどうかどうも議論の余地がある。

E. 立法後はプロバイダ責任制限法に基づいて、各種ガイドラインが、ISP及び関係各社において作成されている。現在、ISP事業者と権利者は定期的に話し合いの場を持っており、ガイドライン等についての検討や情報交換を行っている。現在各種ガイドラインに基づいた運用が、各種事業者においてなされている。

F. これらを踏まえると、プロバイダ責任制限法の改正よりも、むしろ現行枠組みの延長線上で、各事業者の自主的取組を広げていくことを検討することが現実的である。よって、ISP事業者としては制度改正を望むものではなく、現行の制度で十分責任の明確化は達成できていると考えている。

【個別の論点について】

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

a. プロバイダ責任制限法制の見直しについて

a-1 責任制限の拡大について 上記B.のとおり、プロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限に加えて、さらに明確な免責要件(セーフハーバー)を法定する価値はあるとは考える。たとえば、米国デジタルミレニアム著作権法(DMCA)のノーティス&テイクダウン制度(以下「米国N&TD」)はセーフハーバーであり、その要件を満たせば、民事責任だけでなく、刑事責任についてもプロバイダを免責するし、仮に違法状態があったとしても要件を満たせば違法が発生した時点まで遡って免責するので、それらの点だけを取ってみれば一見プロバイダに有益であるように見えるが、後述のとおり実務上の弊害や問題がある。同時に、遡及免責、名誉棄損等の他の権利侵害との関係、刑事罰に関する免責を法定化すること等、様々な立法技術上の問題点があると認識している。また、現行の法制でセーフハーバーが無いために、プロバイダが知るこ

ととなった著作権侵害データを削除することに躊躇している訳ではなく、結果として削除せず放置することとなる場合の多くは、権利者側からの削除要請における情報不足や不備が原因である。プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン(平成14年5月)(以下「著作権ガイドライン」)にあるとおり、権利者側の本人性、著作権者であること、権利侵害であるとするデータのURL等による特定、著作権等侵害があること、著作権等の保護期間内であること、権利許諾していないことの確認がなされていれば、著作権ガイドラインの対象となる海賊版(著作物のまる写し)データ(以下「海賊版データ」)についてプロバイダが削除を躊躇することはない。プロバイダは、それらの要件が満たされれば、権利侵害していると信じるに足る「相当の理由」があることとなり、削除しても発信者から免責される一方、条理に基づき削除等を行う作為義務を負っており、迅速な対応をしなければ作為義務違反による不法行為であるとして損害賠償責任を追及されることとなるからである。すなわち、上記E.にもあるとおり、著作権関係ガイドラインに忠実に削除要請が行われれば、少なくとも海賊版データについては米国N&TDが期待するような迅速な削除が行われることとなっている。「法に加えガイドラインが補完的な役割を果たすことにより、違法コンテンツは迅速に削除されるようになっている」(専門調査会報告書p18)のである。なお、米国のようにあらゆる権利者からの通知について一旦削除することがセーフハーバーとする法制になると、著作権ガイドラインでカバーしている海賊版データ以外の態様で、独立した著作物と評価可能なパロディであるかどうかについて当事者双方に言い分があるようなケースや、権利者と称してはいるが根拠が不足している削除要請についても形式上の要件を満たささえすれば、プロバイダとしては、一旦は削除せねばならず、ユーザの正当な表現の自由が脅かされる一方、プロバイダは結果的に免責されたとしても、双方の間にたって主張の受け渡しをせざるを得なくなる等、制度の誤用、濫用がなされるおそれが増えるので、そのコスト増大が懸念される。したがって、上記C. のとおり、プロバイダとしては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。

a-2 技術的な対策手段について 上記D.にあるとおり、権利侵害データを探知し、事前に投稿を抑止したり、投稿直後に削除したりする技術的な対策手段の導入を法律で義務化するのには、進歩的な技術の採用を遅らせ、また立法技術上も困難であるとする。なお、DMCA512条(i)(1)(B)項の定義である512条(i)(2)項にある、権利者とプロバイダがオープンでフェアで自主的で複数産業間の標準化プロセスにより採用された標準的な技術的手段であって(同項(A))、合理的で非差別的な条件で提示され(同項(B))、過大な費用がプロバイダに生じず、システムやネットワークに過大な負荷がかからない(同項(C))ような技術的な対策手段は現在存在しない。仮に、DMCAが規定するような標準的な技術的手段がないにもかかわらず一定の技術的手段の導入がセーフハーバーとされると、法的責任の有無が不安定・不明確な基準によって左右されることになり、法的安定性を著しく害することになる。また、セーフハーバーにより責任を確実に免れようとするプロバイダは、事実上、過剰

な措置をとることを強いられ、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるという弊害がある。なお、接続サービスを提供するプロバイダ(「アクセスプロバイダ」)が、あらゆるパケットを解析した上でコンテンツの投稿を事前抑止するのは、そもそも技術的に困難であるが、そのような技術的措置の導入を法律でセーフハーバーとしたり義務付けたりするのは、そもそも、電気通信事業法上の通信の秘密の侵害と抵触し、憲法上も通信の秘密や検閲の禁止に抵触する。

a-3 投稿直後の削除について 人的に監視する等により、ユーザによる投稿直後に著作権侵害データを自主的に削除する場合、そもそも比較参照するデータが権利者から提供されなければ、目視による判断に頼らずを得ず、確実な削除は期待できない。たとえば、わいせつ画像か否かの判断とは異なり、画面だけで元画像の著作権侵害を特定するのは困難であり、使われている音楽の権利侵害を把握することはさらに困難である。仮に権利者からの削除要請が無くとも、事後的監視により、権利侵害が判明したデータを削除することを、セーフハーバーとしたり、義務化したりすると、プロバイダは常にすべての著作権侵害データについて、権利侵害を知ることができたとされ、作為(削除)義務を負うとされかねない。すなわちあらゆる削除漏れの権利侵害データについて免責されないこととなるので、そのような施策については反対する。権利侵害データの具体的な削除ではなく、一定の要件で普段から投稿直後の削除作業をしていることがセーフハーバーの要件とされるとしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無くメリットが無いと考える。

a-4 その他の法制について 米国著作権法(DMCA)512条(i)(1)(A)項のように、複数回権利侵害をした顧客とは、契約解除する旨の方針をプロバイダが定め、普段から実施していることがセーフハーバーの要件とされるとしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無いと考える。また、いわゆるスリーストライク制度等、権利侵害を複数回した利用者を以後ネット接続させないとするような法制について諸外国で検討されているが、ユーザがネットワークを通じて表現する自由という基本的人権を損なう立法は、憲法上問題である。そもそも、刑務所に収監するなら格別、ネット接続の手段のすべてを禁止するのは日本では現実的でない。アクセスプロバイダが接続契約を一定の要件で解除しても、他のアクセスプロバイダと契約すればよいし、ネットカフェやホテルインターネット等、他にも多様な接続手段があるからである。ところで、電気通信関係4団体は、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項(以下「モデル条項」)を定め、ユーザによる著作権や商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止し、違反した場合には、プロバイダが、情報の閲覧停止、削除または利用停止措置を講じること、指定する期間内に権利侵害状態を解消または是正しない場合は、無催告で利用契約を

解約できること、を明記し標準的約定として推奨している。事実、動画投稿サービスや、ホームページやブログサービス等の上位サービスを提供しているプロバイダが、著作権ガイドラインに基づく削除請求等により、著作権侵害が確実と考えられる場合には、モデル条項に従い、ファイル、記事、ページ単位での閲覧停止や削除、上位サービスの利用アカウントの停止や解除をすることは多いと考える。一方、アクセスプロバイダの利用者が、外部の上位サービスやP2Pにより権利侵害をしたことが仮に明らかとなったとしても、そのことでただちに接続契約を解除するかどうかは、各アクセスプロバイダの方針による。接続契約の解除は、当該権利侵害以外の合法的な利用も制約することとなるから、多くのアクセスプロバイダは慎重な対応をしているものと思われる。仮に、複数回の権利侵害者のプロバイダによる遮断がセーフハーバーとされたり、義務付けられたりすると、ユーザの表現の自由を損う萎縮効果もさることながら、実務上も、本来、裁量の余地があるべき契約関係にもとづく措置が硬直化することになること、逆に確実な実施のための顧客データベース改造等のシステム投資や運用コストの増大を招き、それだけでプロバイダの運営に支障をきたし、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるおそれがあると考えられる。

b. 自主的取り組みの拡大について 上記 B.、C.、E.、F.のとおり、プロバイダとしては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではなく、侵害コンテンツの迅速な削除を促すためには、拙速な法改正をせず、現行の自主的取り組みの延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的取り組みを拡大していくことが現実的である。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

a. 権利者側からの発信者情報開示請求の実態について 現在、著作権の権利者からの発信者情報開示請求は少ない。専門調査会報告書注 21にあるとおり、迅速に発信者情報の開示を受けたとしても、そもそも個々の権利侵害による損害賠償を追及すること自体を非効率であると権利者側は認識しているのではないかと考えられる。まずは、著作権侵害データをアップロードすることにより、発信者情報開示請求を受け、民事的にも責任を追及される可能性があることの周知・啓発を民間の自主的取り組みとして行うことが重要である。

b. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)の活動について 平成 20 年 5 月に権利者団体と ISP 事業者団体等で設立されたファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)では、権利者団体が著作権等侵害であると確認したコンテンツを共有(公開)している Winny ユーザーに対し、権利者団体から ISP へ啓発メールの送付を要請し、ISP がメール送付を行う取り組みの実証を終え、まもなく本

格開始する予定である。Winnyにより著作権侵害データを放流(アップロード)した者を特定できるツールをCCIFが技術的に検証し、認定した上で権利者団体が利用しているのである。

c. 発信者情報開示ガイドラインについて プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン(平成19年2月)(以下「発信者ガイドライン」)においては、海賊版データの発信者情報について速やかに裁判外で開示できる仕組みが整備されている。これまでP2Pによる権利侵害については、裁判外で発信者情報開示ができる局面が少ないことが課題とされてきたが、CCIF認定のツールによりWinny他のP2Pによる著作権侵害データの発信者が特定された場合には、発信者情報開示ガイドラインにもとづく裁判外での開示が促進されることが期待できる。

(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて 「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」については、専門調査会報告書にも、知的財産推進計画にも言及がなく、いかなるサイトを想定しているのか必ずしも明らかではないが、たとえば、もっぱら着うたの海賊版へリンクするサイトについて迅速な削除を促進する方策の実施が必要ということであれば、まずは、プロバイダの間接侵害についての法的論点を整理をすることが必要と考える。そして、その整理に基づき著作権ガイドラインの適用拡大を議論して、民間の自主的取り組みとして実施すれば良いと考える。

(6)効果的な啓発活動について 上記CCIFの啓発メールの送付活動等、民間の自主的取り組みを促進するのが重要である。

【まとめ】 著作権法またはプロバイダ責任制限法にN&TD、一定の技術的措置、投稿直後の削除等を要件とするセーフハーバーを拙速に設けるべきではないし、それらの義務化は論外である。海賊版データの迅速な削除や裁判外の発信者情報の開示を促進するためには、むしろ、プロバイダと権利者の協議により著作権ガイドラインや発信者ガイドラインを適宜改定していくこと、共同で周知・啓発活動を拡大していくこと等、現在の民間の自主的取組を継続・発展させていくのが現実的であり、あるべき姿であると考え。以上

6	社団法人 日本映画 製作者連盟	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>① 権利者は、侵害コンテンツの削除を動画投稿サイト等に要請しているが、侵害コンテンツの数が膨大であることから、権利者側に大きなコストがかかっている。他方、動画投稿サイト等は、ユーザーによる動画投稿によって利益を得ているのであるから、権利者側からの削除要請がなくても、侵害コンテンツを発見・排除する合理的な措置を講じることが求められる。そこで、そのような合理的な措置をサイト運営者に明示的に義務づけるべきである。</p> <p>② 中国における動画投稿サイトに日本のコンテンツが投稿されることは、極めて多い。中国の動画投稿サイトには、権利者が削除要請をしても対応しないところが少なからずある。そこで、政府間交渉において、中国の動画投稿サイトに対する厳しい指導を中国政府に求めていただきたい。</p> <p>③ ②の政府間交渉を効果的に行うためにも、まず日本国内において①の義務づけを行う必要がある。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>① 現在のプロバイダ責任制限法4条4項は、開示請求に応じないことにより開示請求者に生じた損害については軽過失の開示関係役務提供者を免責しているが、他方において、開示請求に応じたことにより生じた損害については軽過失の免責を認めていない。このため、開示関係役務提供者は、「非開示」に誘導され、被害者の保護が十分にはかられていない。そこで、双方の場合(開示請求に応じない場合と応じた場合)における開示関係役務提供者の責任のバランスをとるため、開示請求に応じないことにより開示請求者に生じた損害についても、軽過失の免責を廃するべきである。</p> <p>② 現在、開示請求を受けた開示関係役務提供者において、処理に日数がかかり過ぎている傾向がある。特に動画投稿サイト等への投稿者を特定するためには、動画投稿サイトからIPアドレス等の開示を受けた後、接続プロバイダに対する開示請求を行うという、2段階の開示請求</p>
---	--------------------	---

が必要であるが、第1の段階で時間を要してしまうと、第2の段階では既にログが保存されておらず、権利者が開示を受けられないおそれが生じる。そこで、開示請求を受けた開示関係役務提供者における処理を一定期間内に行うものとし、かつ、一定期間以上のログの保存を義務づける必要がある。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

特にファイル共有ソフトを利用した侵害行為等においては、損害賠償額の算定が著しく困難であり、裁判外での損害賠償請求を簡易迅速に行うことに困難が生じているから、法定賠償制度の導入を検討していただきたい。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

① 侵害コンテンツであることを知りながらリンクにより誘導し、あるいはリンク先が侵害コンテンツであることに基づく削除要請を受けながら放置することは不法行為になると考えられる。このため、リンクサイトに対して侵害コンテンツへのリンクの削除を求めることは広く行われるようになった。しかし、「リンクは自由」であるとの誤解や、削除要請を受けてもリンク先への削除要請を求めるべきとするリンクサイト側の対応もみられ、必ずしも削除要請が効率的に行われるとはいえない状況であるので、改善が必要である。

② 中国の動画投稿サイトにアップロードされている侵害コンテンツについては、動画投稿サイトに削除要請をしても削除されないことが多い。リンクサイトは、そのような悪質な動画投稿サイトに投稿された侵害コンテンツへと誘導する有力な経路となっている実態がある。このような実態からすれば、単に個々のリンクの削除を求めるだけでなく、リンクサイト自体のあり方についても問題視していく必要がある。

(7) その他 一定回数以上の警告を受けながらなおインターネット上での侵害を繰り返す者のアカウントを停止したり、通信を遮断することを可能とするいわゆる「スリーストライク法案」が世界各国で検討され、あるいは既に法制化されている。日本においても、通信の秘密や表現の自由等にも配慮しつつ、インターネット上の侵害行為を繰り返す者に対する何らかの方策を講じる必要がある。

7	社団法人コンピュータ エンターテインメント協 会	<p>1. アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <p>(1) 技術的制限手段を回避する装置等の提供等に対する刑事罰の付与</p> <p>当業界では違法に複製されたゲームソフトへの主な対策として、正規品のみが起動するよう、正規ゲームソフトの記録媒体およびゲーム機器に技術的制限手段を施しています。しかし、この技術的制限手段を回避する「マジコン」や「Mod チップ」等と呼ばれる機器・製品が市場に流通しており、これが原因となって、「Winny」「Share」などと呼ばれるファイル共有ソフトを利用する方法や違法アップロード行為者が一般のウェブサイトと同様にサーバに記録する方法などインターネット上では、非常に多数のゲームソフトが著作権者に無許諾で大量にアップロードされています。この結果、多くのユーザーがこれらのプログラムをインターネットを介して入手した上で、「マジコン」や「Mod チップ」等を利用して、本来販売されるべきゲームソフトの販売の機会を逸する、深刻な被害を受けています。被害規模については、インターネット上で行われている侵害の特性で、違法な著作物のダウンロード回数などの被害の全体像を把握することが極めて困難です。そこで、被害のイメージとして、任天堂 DS 用ソフトを対象として実施した調査について、以下ご紹介いたします。これら調査は、調査手法や調査期間が異なるため、本来まとめて集計するには適しませんので、あくまでも一部の事例として、ご認識ください。まず、Web サイトを利用した著作権侵害に関しては、任天堂社が作成したマジコン訴訟の証拠資料によれば、違法に複製された DS ソフトのファイルがアップロードされているサイト(ROM サイトと呼ぶこともある)のうち、ダウンロード数がカウンター形式で表示される代表的な 10 数サイトを調べたところ、2009 年 6 月時点で、合計ダウンロード数が 2 億 3753 万 3938 回に上っているとのこと。また、ファイル共有ソフトに関しては、ACCS で実施した調査によれば、ファイル共有ソフト「Winny」上で調査時(2008 年 8 月 10 日 23:00～11 日 23:00 の 24 時間)に違法に流通されている DS ソフトのファイルは 27 万 5979 ファイルに上っていました。さらに、ゲームソフトの場合は 1 つのファイルに複数のゲームタイトルが詰め合わされているケースがあることから、タイトル数を調べたところ 185 万 7988 本換算となっています。同様に、ファイル共有ソフト「Share」上で調査時(2009 年 8 月 23 日の 24 時間)に違法に流通されている DS ソフトのファイルは 4 万 6541 ファイルあり、タイトル数を調べたところ 90 万 314 本換算となっています。上記以外のファイル共有ソフトでは、トレント型の被害については、2009 年 1 月～10 月末までの時点で、違法複製された DS ファイルは 680 万 1663 ファイル検出されているという報告もあります。上記の被害は、先に述べたとおり、調査期間、調査対象が限定的ですので、氷山の一角です。このことから、任天堂社およびソフトウェアメーカー 54 社は、携帯用ゲーム機器ニンテンドーDS 用の「マジコン」を輸入・販売している複数の業者に対し、不正競争防止法違反に基づ</p>
---	--------------------------------	---

き、輸入・販売行為の差止訴訟を平成 20 年 7 月に提起し、平成 21 年 2 月 27 日に差止を認める判決を得ております。しかしながら、現在の不正競争防止法では、技術的制限手段を回避する装置等の提供等に関して罰則が定められておらず、技術的制限手段を回避する機器・プログラムの販売業者にとっては刑事罰のリスクが無く、販売の停止に対する心理的プレッシャーが弱いと考えられます。そこで、被害の事後的な回復としての損害賠償・差止請求のみならず、提供行為の予防・抑止のために、刑事罰の付加について法改正を希望します。

(2) 関税法の見直し

不正競争防止法(2 条 1 項 10 号)では、技術的回避装置(及びプログラム)を「輸入」、「輸出」する行為が不正競争であると規定されているが、関税法では不正競争防止法第 2 条 1 項 10 号)が輸入(輸出)差止めの対象とされていないため、税関での輸入差止めが行われていない状況です。輸入を違法とする不正競争防止法の実効性を担保し、法律間の齟齬を解消するために、関税法の改正が必要と考えております。

(3) 不正競争防止法のアクセスコントロール機器の「のみ」要件について

「のみ」要件とは、不正競争防止法 2 条 1 項 10 号及び 11 号が、技術的制限手段の効果を妨げる機能「のみ」を有する装置・プログラムを規制の対象として規定しているため、アクセスコントロールの回避以外の機能も有する「マジコン」等のアクセスコントロール機器に関して同法での対応が困難になる可能性があり、実態に見合った検討が必要と考えおります。

2. 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、その被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案については、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であり、侵害行為者の特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定した場合でも当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。現行の著作権法では、114 条の 5 により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっておりますが、昨今のインターネットを介した侵

		<p>害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さなどを考えると、迅速性や実効性、さらに予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的な検討が必要であると考えています。</p> <p>以上</p>
8	<p>社団法人日本レコード協会</p>	<p>現在、有料音楽配信売上の約 90%は携帯電話向けの音楽配信であるが、正規の携帯電話向け音楽配信の「着うた」及び「着うたフル」のダウンロード回数が年間で約 3 億 2,900 万回であるのに対し、携帯電話による違法な音楽ファイルのダウンロード数は年間で約 4 億 700 万ファイルと推定されている(当協会 2008 年調査)。また、当協会他の 2007 年調査に基づく文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告書によると、ファイル交換ソフトを用いた違法な音楽ファイルのダウンロード数は年間で約 5 億 300 万ファイルと推定され、正規のパソコン向け音楽配信ダウンロード数(年間で約 4,400 万曲)の 10 倍を超える膨大な量となっている。このようにインターネット上での違法な音楽ファイルの流通は正規の音楽配信を大きく上回る規模となっており、音楽配信ビジネスの健全な成長の大きな障害となっている。こうした現状に対し、関係者及び関係官庁は一体となって、インターネット上での著作権侵害撲滅のために下記のような実効性のある対策を速やかに講じるべきである。</p> <p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>違法な音楽ファイルは日々大量にアップロードされており、アップロードの手口も巧妙化している実態がある。当協会では、携帯電話向けサイトで提供されている違法な音楽ファイルを探索し、2006 年から約 23 万件の削除要請をプロバイダに対し行っている。しかしながら、これら大量の違法ファイルを権利者が網羅的に発見し、対策を講じることは既に限界に達しており、違法ファイルの事後的な削除だけでは侵害量の減少には繋がらず、権利保護の実効性を欠いているといわざるを得ない。一方、これら侵害コンテンツが蔵置される場を提供するプロバイダは、自ら</p>

が管理するサーバに蔵置されるコンテンツの自主的監視を行う等の措置を講じることにより、侵害の防止または迅速な権利侵害状態の解消を図ることが可能な立場にある。従って、かような一定のプロバイダに対して、著作権侵害行為を防止する措置を講じることが義務付け、この義務の履行を「プロバイダ責任制限法」における免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべきである。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

当協会は、音楽ファイルを違法にアップロードしている発信者の情報開示請求を 2005 年から実施しており、プロバイダの自発的な開示または訴訟による開示によって得られた情報に基づき、これまでに合計 17 名のユーザーに対して損害賠償金請求等の対応を行っている。しかしながら、発信者情報の開示請求から最終的に開示が得られるまでに半年かかる事例もあり、また、訴訟による開示を求める場合には権利行使のための証拠保全の対応が必要になるなど、権利侵害者の特定に相当の時間とコストがかかっている。かような状況を改善し、迅速な権利者の救済を可能にするため、「プロバイダ責任制限法」を見直し、以下の点を改善すべきである。① 発信者情報の開示請求に対するプロバイダの回答期限を法定する(請求から6週間以内の開示とすべきである)。② 発信者情報の開示に応じない場合のプロバイダ責任の免責要件(プロバイダ責任制限法第4条4項)を見直し、「故意・重過失がない場合」から「故意・過失がない場合」に変更する。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

特段の意見なし

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。従って、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設すべきである。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

動画投稿サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、それら侵害コンテンツへのリンクとともに利用者に情報を提供する「リンクサイト」や「ランキングサイト」が存在している。かようなサイトは、侵害コンテンツを蔵置する場を提供するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出し、ダウンロードすることを可能とするサービスであり、今般の著作権法改正（違法配信からの録音・録画を違法とする第 30 条改正）を踏まえると、著作権・著作隣接権侵害行為を誘引・助長するものと考えられる。従って、侵害コンテンツへ誘導するリンク情報等の提供については、それら情報は差止請求の対象になることとし、かようなサービスを提供するプロバイダは権利者からの削除要請に応じる義務があることを明確化する必要がある。

(6) 効果的な啓発活動について

当協会の 2008 年調査によると、携帯電話利用者の 83%が違法サイトを認知、37%が利用しており、特に 10 代の利用率が極めて高い（12-15 歳では 64%、16-19 歳では 57%が利用）という結果が出ている。著作権侵害への対策においては、このような若年層の著作権意識と規範遵守の意識向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために、効果的な啓発活動を実施することが重要である。政府は、権利者団体と密接な連携をとり、各業界が行う啓発活動、業界横断で実施する啓発活動などに必要な支援をすべきである。具体的には、テレビ・ラジオなどのメディアを通じた啓発活動、小中高などの教育現場における取組み等に対する支援が効果的であると考えられる。また、利用者に正規コンテンツの利用を促すための方策として、当協会が 2008 年 2 月より導入した適法配信識別マーク「エルマーク」の更なる周知と普及に必要な支援をすべきである（2009 年 11 月現在、223 社、1,200 配信サイトに対応済み）。

(7) その他

上記の他、著作権侵害を根絶に導くための方策として、下記の施策を実施すべきである。

① 悪質行為者に対するアカウント停止措置等の制度化

ファイル交換ソフトによる権利侵害のケースでは、侵害コンテンツを蔵置するプロバイダが存在しないため権利者が違法ファイルの削除要請を行うことは不可能であり、また、発信者に関する情報開示を経ずして、権利者が違法行為者に注意喚起・警告等を直接行うことはできない。従って、インターネット接続サービスを提供するプロバイダが、違法行為を行なうサービス利用者に対して直接的に注意喚起・警告等を行い、一定回数の警告にも関わらず権利侵害を繰り返す利用者には接続アカウントを停止する措置を講じることが、実効性の高い侵害防止対策になるものとする。政府は、既に同様の制度を導入したフランス、韓国、台湾などを参考に、日本でも実効性の高い制度を導入すべく、早急に法制化を検討すべきである。

② 著作権侵害を防止する技術的対策の推進

当協会は、携帯電話向け違法音楽配信の根絶のため、関係省庁との連携のもと、今年9月に「違法音楽配信対策協議会」を設立し、携帯電話事業者、端末製造事業者、他の音楽権利者団体等の参加を得て、実効性の高い技術的対策の検討を進めている。具体的には、携帯電話端末に違法音楽ファイルを識別する技術を導入し、端末での利用を制限するなどの対策を検討中である。政府は、このような技術的対策の検討を推進する関係者の取組みを支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講ずるべきである。

以上

<p>9</p>	<p>一般社団法人インターネットユーザー協会</p>	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>一般に権利侵害コンテンツとひとくりにされる Web 上のコンテンツは、実際には、著作者が他の著作権者に無許諾で公開したり、著作権者が自らの利益になるまたは余計な権利許諾手続コストの発生を望まない等の理由で黙認したり、あるいは権利侵害として対応したりと、様々な状況下にあることが考えられる。そのような現状において、「侵害コンテンツ」の削除が社会的に認められるのは、権利者が明示的に無許諾の権利侵害を認めないとしている場合のみである。権利侵害の迅速な救済を認めるための手段として、商用または非商用コンテンツの著作権に関する「二階建て」制度案や、各種の「デジタルコンテンツ流通促進法制」案が、これまでの知財本部や文化庁宛のパブリックコメントにおいて提案されている。これらは、単に権利者の都合に合わせて均衡を欠いたような案ではなく、公正な著作権制度の実現を目的とした深い考察に基づくものである。これらの法制度案によってこそ、権利侵害の迅速かつ公正な救済を実現すべきであると、わたしたちは考える。さらに権利者と称するものが削除要請を行なったとしても、サービス運営者にはそれが本当にコンテンツの権利を所有する者なのかを確認する術がなく、安易な削除が逆に公開を容認するという意志を持った著作者の権利を侵害することにもなりかねない懸念もある。権利者と一口に言っても、著作者以外にも複製権を持つ著作隣接権者、著作権管理団体などがあり、それらの間で明確な意思統一が行なわれていないケースもある。また、現行法の下でも、権利情報の誤信に基づいて、一般ネットユーザーの公開した著作物が正当な理由なくコンテンツプロバイダに削除される事件が発生し社会問題となっていることを考えれば、むしろコンテンツの安易な削除が行われないような制度こそが求められているのではないか。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>発信者情報開示というものは、「個人情報保護」「プライバシー保護」「通信の秘密」の観点から、安易に認められるべきものではない。そのため、権利侵害等への対応を可能にしつつ、衝突する法益とのバランスを考え、プロバイダ責任制限法が既に規定されている。現行同法の下ですらプロバイダやサービス事業者にとってのリスクが大きく、責任制限の要件に対応できない事業者は、発信者情報開示へ安易に応じがちである。要件がさらに厳しくなりリスクが増大すれば、事業の円滑な遂行に支障をきたし、新規参入や公正な市場競争を難しくするばかりか、イノベーションの大きな阻害要因となりかねない。結果的に一般消費者の権利の侵害や負担増をもたらすことに繋がり、一方で著作権者を利するのみである。現行法の規定を遵守し、個人の権利を維持することが重要である。著作権制度に法的安定性をもたらし、わが国の知財・産業を</p>
----------	----------------------------	---

発展させるためには、わが国の著作権法にも、米国デジタルミレニアム著作権法(DMCA)における免責事項に類する規定を導入すべきであると、わたしたちは考える。

(3) アクセスコントロールの不正な回避(注)を防止するための方策について

論点として「アクセスコントロールの不正な回避」が挙げられているが、そもそもこの文言の意味するところが明らかではない。著作権法においては、アクセスコントロールは技術的保護手段とは異なり、何ら意味のある概念ではなく、その回避にも不正なもの存在しない。アクセスコントロールを排斥する行為を違法とみなすことが常識に反する例として、DVDの再生開始画面をスキップできないという制限を解除する行為が挙げられる。ゲームソフトウェアの複製機器について、著作権法の文脈で語るのであれば、著作権制度が公正なものであるためには、ROMに焼き込まれたソフトウェアであるか否かを問わず、リバースエンジニアリング等の公正利用を妨害しないようにする必要がある。リバースエンジニアリングのための複製を違法であると主張する学者はいないだろう。電子商取引及び情報財取引等に関する準則においては、これを制限しようとする契約の無効性についても言及されている。また、これらの機器の「物の用法に従った利用」が「複製すること」であると考えれば、その所有について法が何らかの形で干渉することは、これらの機器の財産権の侵害に該当すると考えられる。前述の通り、これらの複製機器は専ら違法な目的で使用されるのではない。したがって、法規制により財産権を侵害する正当な理由があるとは考えられない。これらの機器の製造・販売行為には、(地裁判決でしかないが)既に不正競争防止法の解釈論により違法であるとされている。権利者には、産業法の範囲内で最大限の保護が与えられており、これを越えて消費者の権利を害することは適切ではないと考える。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

現在、著作物の実質的な対価を度外視した、名目価格のみによる損害額の推定規定が存在しており、これは一般不法行為法に比べると、著作権者が格段に有利となる規定である。これ以上、一方的に原告側・著作権者が有利な制度変更は、公正な法制度の均衡を大きく崩すものであり、加えられるべきではない。また、証拠法としても、一般不法行為法においてバランスを考慮した規定が存在している。著作権侵害事件であるからといって、損害賠償額の算定を容易にするために、民法の一般原則を曲げて、証拠調を被告側・権利侵害者に不利にするような法改

正を行うべきとする正当な理由は無い。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

権利侵害コンテンツの位置づけが曖昧であることをしっかりと考慮せず、十把一絡げに「侵害コンテンツ」を語ることは不適切であると言わざるを得ない。「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」の実態がどうか、まず明らかにする必要があるが、何らかの実態調査を行ってその結果を検証可能なかたちで公開する必要があるのではないか。どのような表現行為も、表現者の意思を無視して語られることはない。「侵害コンテンツ」へのリンクも例外ではない。リンクというものは、単なる検索エンジンのクエリ結果や、学術研究・社会批評の目的なども含め、幅広く存在している。これに何らかの法規制をかけるということは、表現の自由を正面から規制することに他ならない。よって、それは二重の基準論に基づき、必要かつ最小限の制限でなければならない。米国法であれば表現の自由が堅持されるのは明らかである。より制限的でない他の方法としても、「侵害コンテンツ」の公開を差し止めるという方法が、直ちに挙げられる。リンクをはるという行為を、送信可能化権侵害を物理的・心理的に容易にする補助的な行為として問うことができる唯一の可能性として、「ネットワーク上にアクセスコントロールなしでアップロードされているが、外部のいずれからもリンクされていないようなコンテンツ」へのリンクを公開する行為が挙げられる。このような行為のみが送信可能化権の侵害となる場合もあるということ、著作権者団体の活動を通じて周知することが、対策として有効であると思われる。また、単なる権利侵害コンテンツへのリンクを公開すること、「著作権侵害を積極的にそそのかし、推奨すること」を目的とするリンクは、後者を規制しようとするものであれば、明確性の原則に基づいて区別しなければならないと考える。

(6) 効果的な啓発活動について

ただ著作権の存在さえ主張すれば事足りた 20 世紀とは、現代の著作権教育に求められている情報の質が異なるのではないか。現在行われている「啓発活動」は、時代の要請に合っていないとわたしたちは考える。既に既存の著作権者団体が、(本来であれば著作権者に分配されるべき著作権料のうちの少なくない割合を割いて)権利侵害防止を目的としているとする広告活動を行っているにもかかわらず、その主張が受け入れられていない。これは、量的なプレゼンスが足りないからではなく、徒に著作権の保護を要求するだけのものになっていて質的に受け

		<p>入れられていないためではないかと思われる。著作物やインターネットのユーザー・消費者の視点をふまえた教育の普及こそが、もっとも効果的なのではないか。「啓発」といった国民を受け身に置いた施策ではなく、むしろネットを通じた国民の積極的参加を促すようなプラットフォームの確立が望ましいと考えられる。</p> <p>(7)その他</p> <p>本件パブリックコメント募集には、具体的な政策提案内容を論点整理が添付されていない以上、「調査の内容」として例示されている各項目の具体的な策定に結びつくものではなく、改めてパブリックコメントの募集が行われなければならないものであるとわたしたちは理解している。その際には、文化庁をはじめ各省庁で行われているパブリックコメント募集にならい、国民にしっかり論点が伝わるような整理資料を添付することが望ましい。</p>
10	<p>ビジネス ソフトウェア アライアンス</p>	<p>1 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>(1) プロバイダ責任制限法第3条に定めるように、プロバイダの実質的な認識(「権利侵害があると信じるに足りる相当な理由」)を免責の根拠にするのではなく、米国著作権法 512 条に定めるノーティス・アンド・テイクダウンを採用し、定められた方式での申出に基づき善意で行った迅速な削除を行えば権利者に対しても情報発信者に対しても責任を負わないとし、プロバイダがより迅速に削除を行うためのインセンティブを与えるべきである。</p> <p>(2) プロバイダ責任制限法第3条2項2号では、侵害情報発信者に対して送信防止措置について同意するか否かの照会をしてから7日を経過しても送信防止措置に同意しない旨の申出がなかったときに、プロバイダを免責するとしているが、7日間の待機期間を撤廃すべきである。オンラインで迅速に他人の権利を侵害した者につき、郵便により申出をするのに十分な時間を与えるために7日間の待機期間を置くことは、オンライン上の侵害についての対策というバランスを欠いていて、十分な対策と言えない状況である。</p>

2 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

プロバイダ責任制限法第4条は、発信者情報開示請求権を実体的請求権として定めたことについては意義があるが、実務上は、任意では開示されず、刑事手続きに基づき、又は民事での裁判提起が必要とされる場合が非常に多い。しかし、オンライン上で日々侵害が継続していることを考えると、裁判手続は時間がかかりすぎ、有効な権利執行がなされていない状況である。従って、プロバイダが任意に開示できる場合についてガイドラインを充実させ、また、新しく難しい論点を含む事案についてはADRを活用するなどして、迅速で意味のある開示手続を規定すべきである。

3 アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

日本の著作権法及び不正競争防止法で定められているコピーコントロール及びアクセスコントロールの定義又はその回避行為の定義は、方式を限定し、又は、回避する機能のみを有する装置及びプログラムに限定しており、狭きに失する。現在、コンピュータープログラムの使用を正規ユーザーのみに制限するためのプロダクトキーの不正取引が横行しており、著作権者に対して甚大な損害を与えている。この点、米国では、偽造又は無許諾でのプロダクトキーの配布は、米国著作権法1201(a)(2)の技術的保護手段の回避行為に該当します(Microsoft v. Silver Star Micro(2008年1月9日付ジョージア州連邦裁判所)、Microsoft v. EEE Business(2008年5月5日付カルフォルニア州連邦裁判所判決)、Microsoft v. Pronet Cyber Technologies(2009年1月9日付バージニア州連邦裁判所判決)。今後、ソフトウェアがダウンロードして使われたりサービスとして使われるようになり、ますますソフトウェアの著作権者の権利保護に関して、アクセスする権限を有する者に対するキー、ID、パスワードの保護が重要性を増すことになり、著作権者の財産権の保護に悖ることのないよう、技術的保護手段・技術的制限手段の回避行為に対する保護範囲を拡大すべきである。

4 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

早急に法定賠償制度を採用すべきである。デジタルでの複製は、安価で、大量に、品質を落とさずに可能となったが、オンラインを使っ

法複製物の頒布は、瞬時に、広範囲に、大量に、経費をかけることなく行うことを可能とするものである。法廷賠償制度の論点は長らく議論されてきたが、民法の損害賠償制度との調和、他の権利侵害との整合性等の観点から見送られてきた。しかし、オンライン上での侵害は、上記特徴を有するものであり、侵害行為の容易さに比し、権利執行を行う手間と費用が膨大であり、バランスを失し、効果的な権利行使の妨げとなっている。従って、オンライン上での侵害の特徴を直視し、実体に合った権利行使制度を制定すべきである。

5 その他

私的録音録画補償金を可及的速やかに廃止・縮小し、一刻も早く混乱を解消すべきである。オンライン上の著作物の流通については、DRM等のユーザーからのライセンス料徴収につき柔軟で現在の技術の進歩に基づき、より多くの著作物が流通し、その流通によって著作権者に直接ライセンス収入が入るエコシステムを構築すべきである。拙速な一般的権利制限規定の導入は行うべきでなく、著作権者の権利を制限するためには、十分にその必要性和根拠が示されて、最低限の制限となるよう議論を尽くすべきである。

11	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>弊連盟では、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」に参加し、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対し、権利者からの要請に基づき、ISP が当該要請通知を発信者に発信する流れについて定め、ファイル共有ソフトによる著作権侵害が違法行為であることの周知啓発を図り、インターネットの適正な利用を促進することを目標として、活動を進めております。つきましては、現在、取り組み中であり「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策」により、一定の抑止効果が期待されますので、改めての方策は要しないものと考えております。</p> <p>(3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <p>2003年12月の地上デジタル放送が開始された頃から、いわゆる「不法受信」の問題が顕在化しました。不法受信とは、有料放送のスクランブル(技術的保護手段)を解除する装置の製造・輸出・輸入・販売する行為、同装置を購入して有料放送を“ただ見”する行為、及び同装置により有料放送を録画する行為を指します。この不法受信行為に関しては、著作権法ではアクセスコントロールに関する規制がなく、また不正競争防止法では規制はありますが罰則はなく、かつ“実験なら可”の適用除外となっております。つきましては、今回の検討に当り、アクセスコントロールに関する法制度整備につきましても合せてご検討をお願いいたします。</p>
12	日本経済新聞社 法務室	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>インターネットサービスプロバイダーやブログなどの運営主体が著作権者などから削除要求があった時に、著作権侵害かどうかを調査し速やかに当該コンテンツを削除することが可能な公的なスキームを構築する。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>プライバシーに配慮しつつも、著作権侵害があった時に発信者情報を開示することで、損害賠償請求など法的な措置が取ることができる環境を</p>

	<p>構築する。</p> <p>(3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <p>コンテンツに不正利用を防止するための著作権関連情報を付与した著作権管理システムを構築し、著作権侵害から守る基盤の構築が望まれる。</p> <p>(4)損害賠償額の算定を容易にするための方策について</p> <p>ネットでのコンテンツビジネスは課金モデルや広告収入などで成り立っているが、著作権侵害はこれらの収入を減少させる不法行為となる。このような不法行為により減少した収入を、具体的なパラメータなどの算定基準を設定することで計算する公的なガイドラインを作ることが有効となる。</p> <p>(6)効果的な啓蒙活動について</p> <p>現状では、著作権侵害を見つけるには内部通報などに頼るなどどうしても対応が受け身となっている。特に新聞記事の場合はイントラネットで使用されると確認のしようがない。著作権侵害を防ぐための専門機関を設け内部通報制度を強化するなどの啓蒙活動が望まれる。</p>
--	--

13	デジタルコミック協議 会	<p>当協議会 (http://www.digital-comic.jp/index.php) は出版社 37 社にて構成されており、デジタルコミック産業の健全な発展と、新時代における出版文化の創造に寄与することを目的としております。また、急速なデジタルコミック市場の拡大に伴い、著作者の権利を保護しつつ、読者のニーズに応えられる体制作りや、倫理面、法制面における整備も目的としております。当協議会を代表して「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」に関して、以下の通り意見申し上げます。</p> <p>(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>国内のプロバイダにおいては、侵害コンテンツの削除について現在ある程度のスピードが確保されていると思われます。しかし、海外については必ずしもそうではなく、日本からのアクセスを禁止するだけで放置をするプロバイダなど悪質な業者が未だ多く存在します。これを一企業や一団体を是正することは難しく、政府として各国に働きかけを行い、インターネット上における侵害コンテンツの削除について全世界共通のガイドライン等を作るべきと考えます。</p> <p>(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>プロバイダ責任制限法の改正、もしくは最低でもプロバイダ業者に対する関係省庁からの通達・ガイドラインの提供など。この問題は権利者側での方策は存在しません。現在の条文では、明らかな著作権侵害状態であっても、著作権者の財産権より侵害者の個人情報に優先する規定となっており、これがインターネット上の著作権侵害助長の一要因であることは間違いありません。著作権者が個人情報を手にするためには、発信者情報開示請求訴訟を行わなければならないのが現状です。これは著作権者に不当な負担を強いる制度であり、早急な改善が必要です。少なくとも信頼性確認団体からの照会には、本人の同意がなくとも、発信者の情報が開示できるようになるべきだと考えます。</p> <p>(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <p>著作権法では、私的使用目的の複製について技術保護手段を回避して行った場合権利制限の対象とならない旨(30条第1項)だけを規定して</p>
----	-----------------	---

おり、その他の規定はありません。まず、この規定の仕方に問題があると思われます。非常にわかりづらく、著作権法にあまり親しみのない一般のユーザーの誤解を招いていると思います。まずはっきりと「アクセスコントロールの回避は禁止(違法)」と規定すべきであり、その例外としていくつかの権利制限規定において必要最小限の範囲で認める旨の例外規定を設ければよいと考えます。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

現行著作権法の損害推定規定は、いわゆる「海賊版」を想定したものと考えられ、無償で大規模にやりとりされているインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する損害推定規定としては、妥当性があるとは考えられません。また、ネットでの頒布数量は、調査自体困難です。通常ネット上で無償頒布される場合は、有償で頒布される場合と比較して数倍から十数倍の規模となることから、正規配信数の数倍が違法配信数にあたるとみなした上で、現行法の損害賠償規定を適用できる、という対応が必要だと考えます。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

侵害コンテンツに誘導するリンクサイトは、無断複製かつ無償公開(配布)されているコンテンツを実質的に頒布していることに変わりなく、著作権侵害と同視すべき状況と言えます。このような侵害類型についても著作権侵害と規定すべきと考えます。

(6) 効果的な啓発活動について

現在、小中学校においてもコンピュータを使用した教育が広まっていることに鑑み、より積極的に、著作権のルールを守って適正に著作物を利用することが必要であることを、学校教育の一環として指導していくことが必要であると考えます。

以上

14	社団法人日本インターネットプロバイダー協会	<p>(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>(現行の対策に対する評価、現行の対策を行う上で問題となっている事例や考えられる改善策等)</p> <p>著作権を侵害するコンテンツをめぐる問題については、2002年に施行されたプロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)第3条各項、および「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が策定した「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」により、著作権の保護と、発信者の権利の調整が図られているところです。この検討協議会には、構成員として権利者団体(コンピュータソフトウェア著作権協会、日本音楽著作権協会など)に加え、オブザーバとして総務省および文化庁にもご参加いただいているところであり、権利者の立場に十分配慮した経緯で策定されております。現行制度においては、著作権侵害コンテンツが蔵置されているサーバ(典型的には、ホスティングサービスや、ISPのサービスに付随する利用者用webサーバなど)の管理者は、「情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき」は、送信防止措置を行ったことにより発信者に生じた損害を賠償する責任がないとされ、実際にも、権利者から送信防止措置の要請があったときは、当該措置が可能である限り、速やかに応じられています。</p> <p>しかしながら、現行の枠組みにおいて対応が困難な事例の多くは、ファイル共有ソフトウェアによるP2P通信を悪用した違法なファイル交換であるものと考えられ、この場合はそもそもファイルが利用者宅のコンピュータに蔵置されていることから、ファイルの削除を行うことは不可能です。また、経由するISP事業者において権利侵害の事実を確認する手段がないため、アクセス回線の提供拒否による送信防止措置も困難といえます。仮にファイルの存在をISP事業者が確認せずにアクセス回線の提供拒否を行うとすれば、権利者側の申し立てだけで利用者への役務提供拒否を行うことになりかねず、非常に大きな問題があるといえます。</p> <p>現在の議論や諸外国の法制によると、わが国においても(1)実質的に削除等を義務付けるような法制度(2)ノーティス・アンド・テイクダウン(3)技術的侵害防止措置の導入(4)スリーストライクのような制度への期待が権利者サイドを中心に起こりうる。これら枠組みの導入には問題も多いことについてご理解いただきたいと思います。</p> <p>まず、(1)実質的に削除等を義務付けるような法制度については、現行のプロバイダ責任制限法第3条1項においても、送信防止措置が技術的に可能である場合において、権利侵害の事実を「知ることができた」と認めるに足りる相当の理由があるとき」は同法による免責が及ばない結果、特定電気通信役務提供者に過失があれば、民法上の責任を負うものとされています。その結果、現行法の枠組みであっても、違法な侵害</p>
----	-----------------------	--

であることが権利者から通知され、その事実が事業者において容易に確認できるものについては、ガイドラインに基づき速やかに削除等を行うこととなっています。仮にこれを大きく上回る制度(さらに送信防止措置を行うべき方向の義務付け)となれば、各事業者における事前の過度な抑制や、利用者においても、著作権法上自由であるはずの引用等についてまで、表現の萎縮が働きかねないと考えられます。

(2)の「ノーティス・アンド・テイクダウン」については、現行法の枠組みおよびそのガイドラインにおいて、権利者団体等を「信頼性確認団体」に指定し、当該団体から権利侵害の通知があった場合は、権利侵害の事実が確認できたものとして取り扱われており、速やかに削除等が行われているところであり、既に実質的に「ノーティス・アンド・テイクダウン」に相当する仕組みが確立しているところです。

(3)の技術的侵害防止措置の導入については、そもそも現在対応が難しいP2P通信に有効な手段が考えにくいばかりか、特定電気通信役務提供者の規模もYouTubeのような事業者から自作のプログラムで掲示板を運営する個人まで実にさまざまであり、現行のプロバイダ責任制限法ガイドラインの運用状況に鑑みれば、これら多様な特定電気通信役務提供者の負担を伴ってまで義務付けるようなものではないと考えられます。

最後に(4)の「スリーストライク」については、i)現行制度上、名誉毀損やプライバシー侵害等の違法行為を繰り返した利用者であっても、業界横断的に接続サービスから排除するしくみは成立していないし、電気通信事業法で定める「利用の公平」との抵触のおそれがある ii)権利者の申し出のみでISP事業者が警告や役務提供拒否を行うことは、特に利用者が事実関係を否認するような場合において、適正手続き確保が困難 iii)わが国には多数のISP事業者が存在し、契約関係や加入手続もさまざまであるため、実効性に疑問 iv)ブロードバンドサービスにおいては、1世帯に1つの契約が行われることが通例であるため、責任の追及が個人でなく実質的に世帯に及ぶ可能性があるなどの点で、問題が多いものと考えられます。

結局のところ、各事業者の取り組みを促す法制度は現行のプロバイダ責任制限法の枠組みを活用したものとすべきであって、それを上回る形での義務付けは困難であると考えられます。

(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

(現行の対策に対する評価、現行の対策を行う上で問題となっている事例や考えられる改善策等) 個別の通信の発信者情報は通信の秘密の根幹をなすものであり、発信者情報の取扱いには慎重さが求められます。法律上も通信の秘密は一般の個人情報よりも重要な秘密として扱

われており、その保護に対する国民の期待も非常に大きなものです。既に web ページや P2P 通信での情報流通による権利侵害については、プロバイダ責任制限法第 4 条によりその枠組みが定められており、発信者情報の取扱いについて、第 3 条よりも慎重な対応を促す内容となっています。また、同法第 3 条と同様、権利者団体および総務省・文化庁にも参加いただいた上、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」を策定・運用しているところです。発信者情報は一度誤って開示されてしまえば、その原状回復が不可能であり、そのためにも手続きの確保が非常に重要になります。現行の枠組みでは、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者 (ISP 事業者等) において確認できる場合に、発信者 (利用者) の意見を聞いたうえで、発信者情報を開示できるようになっています。また発信者が開示に同意しない場合であっても、著作物をそのままアップロードしている場合のように、権利侵害が明白である場合には、既に開示関係役務提供者において開示ができることとなっています。しかし、例えば P2P 通信の情報流通のように、経由 ISP 事業者が権利侵害の事実を確認する方法がなく、利用者への意見聴取において事実関係を否認するような事例においてまで、経由 ISP が発信者情報を任意開示できるような制度は考えにくいと考えられます。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について なし

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について なし

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

(6) 効果的な啓発活動について

(現行の対策に対する評価) 電気通信事業者団体は「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を権利者団体と共同で設立し、権利者からの申し出に基づいて啓発メールを送信するスキームの実証実験を本年行ないました。今後各事業者においてもこのスキームによる利用者啓発の実施を行うなど、現行法制度の枠内で一層できる限りの対応を行うべく行動中です。まずはこのスキームがどれほど効果的かを検証するべきと考えます。

(7) その他

1. 総論 インターネット利用者による著作権の侵害行為は、創作者に適切な利益が還元されなくなることによる創作意欲の減退など、芸術・文化への悪影響につながるものであり、適切な対策が講じられるべきことはいうまでもありません。このため、ISP事業者は各社ともサービス提供約款により他人の権利を侵害する行為を禁止し、違反をした利用者については、電気通信事業法等の法令が許す範囲で役務提供拒否（利用停止や契約の解約）を行ってきたところです。この措置を適切かつ迅速に行うため、電気通信事業者団体では、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置（コンテンツの削除等）や発信者情報開示のガイドラインを権利者団体と共同で整備し、ガイドラインに基づき違法コンテンツの迅速な削除等を行ってきました。また、ISP事業者はファイル共有ソフトウェアを悪用した著作権侵害事案についても、ファイル共有ソフトウェアを悪用した著作権侵害対策協議会を著作権団体と共に設立し、権利者団体からの申し出に基づき利用者への啓発メール（権利侵害を止めるよう呼びかけるメール）を送信する実証実験を実施するなど、著作権侵害へのさまざまな対応を行ってまいりました。このように、ISP事業者は、その性質上許される範囲で著作権侵害の対策を行ってきており、今後も引き続き努力していくことは、いうまでもありません。しかしながら、最近の報道や議論のなかには、ISP事業者による利用者への規制のさらなる強化を主張するものも多く見受けられます。ISP事業者が利用者に対して通信内容に基き利用の規制を行うことは、表現の自由や通信の秘密を侵害するおそれがあることはもちろん、現実的にも、事業者が監視義務や利用者の違法行為への対応義務のようなものを課する方向であれば、業務への過重な負担となるばかりか、利用者のインターネットや電気通信サービス全般への信頼関係を損なうことにつながりかねません。インターネット利用者による著作権侵害行為への対策を考える上では、国民の重大な権利である通信の秘密との抵触等について慎重に検討するとともに、手段の相当性を欠くことがないよう十分配慮される必要があります。

2. 表現の自由および通信の秘密との関係 ご承知の通り、ISP事業者は電気通信事業者であり、国民の基本的な人権のひとつである表現の自由を尊重し、電気通信事業法に基き通信の秘密を守るべき立場にあります。通信の秘密の保持は、単に利用者のプライバシーの保護にとどまらず、通信を誰にも監視されることがないことを保障し、それをもって自由闊達な表現を可能ならしめるために不可欠なものです。ISP事業者による利用者への規制や監視は、利用者の表現の自由を損ね通信の秘密を侵害するものであり、仮にISP事業者が利用者の通信を監視するような態様で行われれば、国民がインターネットをはじめとする電気通信サービスを安心して利用できなくなるおそれがあります。

		<p>3. 業務への過重な負担について ISP 事業者厳しい競争環境の中、各社とも限られた人数で合理的な経営努力を行うことで、国民の皆様到低廉な料金で品質の高い電気通信サービスの提供のため最善の努力を積み重ねてまいりました。その結果、わが国のブロードバンドサービスは国際的にも有数の低料金を実現しております。通信サービスの役割は、発信者が発した通信をそのままの形で受信者に届けるべきもので、そこに何らの作為があってはならず、発せられた通信の内容や利用目的に関する苦情等を受け付け、発信者との間を取り持って対応を行うというような行為は、本来の通信事業者の役割を大きく超えるものです。そのような中でも、私ども電気通信事業者は、国民の皆様インターネットの適正な利用を図っていただくため、今回問題となっている著作権侵害への対応はもちろん、違法・有害情報への対応、迷惑メール対策、名誉毀損やプライバシー侵害等により被害を受けている方への対応などを、何らの費用的な裏付けのないところで実施しております。送信防止措置や発信者情報開示は、利用者の重大な権利に関わるものであり、その実施には慎重な手順を踏むことが求められるため、1件あたりの事務コストは相当な額に及びます。ISP 事業者には、特定の地域をサービスエリアとする小規模な事業者も多数存在し、当協会会員の中からも、対応に苦慮することが多い旨の意見が寄せられています。著作権侵害に対する権利者の権利行使は、基本的に財産権の侵害に対するものであり、発信者ではない電気通信事業者が今後も無償で大量の権利行使の援助を行うようなことには、限界があるといわざるをえません。法律により電気通信事業者の義務を強化する形で権利者の保護を図ろうとする際には、事業者の負担が既に相当のものになっていること、および、権利者のビジネス機会を ISP 事業者の負担で保護する図式になりかねないことについて、十分な配慮が必要です。</p>
15	<p>日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会</p>	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>プロバイダ責任制限法については、プロバイダ側に権利侵害か否かの判断リスクを負わせている点で、ノーティス・アンド・テイクダウン手続ならびにセーフハーバーを定める米国著作権法の DMCA(Digital Millennium Copyright Act)と比して、侵害コンテンツの削除の迅速化、容易化が図れないおそれがあるとの意見がある。しかしながら、権利者とプロバイダは、協議のうえ自主的な取り組みとして「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」を定めており、プロバイダは、これに基づき侵害コンテンツの迅速な削除に努めている。すなわち、現状では、運用により上記リスクをうまく補完して一定の成果を上げているところである。したがって、侵害コンテンツの削除の迅速化、容易化に関しては、引き続き民間の協議により上記著作権関係ガイドラインを適宜改定する等、現在の枠組みの中で自主的取組を継続・発展させていくことが効果的であると思われる。また、新たな方策の検討に際しては、まずはプロバイダ責任制限法下の現在の運用の実効性を適切に評価し、慎重に検討すべきであり、拙速に法改正を行うなどの結論を導くべきではないと考える。なお、プロバイダに対する侵害防止措置の導入義務付けについ</p>

ては反対である。たとえば、侵害コンテンツを探知して事前に投稿を抑止したり、投稿直後に削除したりするような一定の技術的手段の導入を、法律でプロバイダの義務とするべきではない。このような義務付けは、プロバイダにとって過大な負担となるだけでなく、システム負荷等により適法コンテンツの流通にも支障を与えるおそれがあり、産業政策上問題である。また、技術的手段を導入しても当該技術的手段を回避するための手法が生み出されることが常であり、技術的手段の導入では問題の解決に至らないのではないかと危惧する。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

発信者情報開示に関しては、プロバイダ責任制限法において、権利侵害が明らかである場合には、発信者情報を開示できるとされており、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」に基づいた運用が行われているところである。個別の通信の発信者情報は通信の秘密の根幹をなすものであり、一度誤って開示されてしまえば、原状回復が不可能であるから、その取扱いには慎重さが求められる。そのような観点から、現行法の枠組みについては特に問題ないものと考えられる。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

現行制度の実効性の検証を十分に行ったうえで、新たな方策の導入の必要性や方策案の是非について慎重に検討いただきたいと考える。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

現行著作権法にて定める損害額の推定規定について、特に問題はないと考える。なお、法定損害賠償制度については、導入の必要はないと考える。個別具体的な事案の背景に大きな影響を受ける損害賠償額は、法律で一律に定められるものではないからである。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

		<p>侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについては、現行法下でも違法とされる場合があり、新たな方策導入の必要性はないものとする。</p> <p>以上</p>
16	ヤフー株式会社	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>侵害コンテンツの迅速な削除については、プロバイダ責任制限法が効果的に運用され一定の成果を挙げており、現状において特段の問題は生じていないと認識している。かかる観点から、著作権法に単に権利者からの通知に基づく削除を導入するなどの方策を採用することは害があると考えますが、本来的な DMCA の規定するノーティス・アンド・テイクダウンを導入する形態のものを導入するのであれば以下のとおり一定の有用性もあると考える。</p> <p>(1-1)適切な通知 迅速な削除を容易化し、促進していくためには、1:権利者であること、2:権利侵害が生じていること、3:侵害コンテンツの特定が、真実かつ適切にプロバイダに通知される必要がある。即座に削除をすることができないケースは、主として、提出された削除申請が、権利者からのものであるかどうか不明であったり、権利侵害の有無が不明であったり、侵害コンテンツが特定できないなど、手続上の担保がなされていないために、要件の把握ができないケースがほとんどである。したがって、真実かつ適切な通知がプロバイダに確実に届く仕組みを手続保障ができるような制度に見直す必要がある。</p> <p>(1-2)ノーティス・アンド・テイクダウン手続 迅速な削除を促進していく方策として、米国型のノーティス・アンド・テイクダウン手続の導入があ</p>

げられると述べたが、米国におけるノーティス・アンド・テイクダウンは裁判所の関与などの手続保障がされているものであり、以下の規定が含まれていることが重要である。【1】厳格な通知の要件(著作権のある著作物の特定、除去されるべきである素材の特定、プロバイダが素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報、通知に記載された情報は正確である旨の陳述等を記載した書面を、プロバイダに送付する必要。512条(c))【2】権利者が、著作権侵害にあたる旨、故意に重大な不実の表示を行った場合は、プロバイダに対して損害賠償責任を負う(512条(f))。【3】発信者から反対通知があった場合には、プロバイダは除去された素材およびアクセスを復活するなどの措置をとる(512条(g))。また、米国は、判例法主義をとっており、日本の法制とは大きく異なるため、判例を無視して単にDMCAの規定のみを導入することは、片手落ちであるといわざるを得ないため、これまでのノーティス・アンド・テイクダウンに関連する判例もまた調査検討する必要がある。

(1-3)カラオケ法理 さらに、日本においてはカラオケ法理の適用範囲が極めて広いため、カラオケ法理を放置したまま、仮にノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入する場合には、プロバイダはノーティス・アンド・テイクダウンを実施してもセーフハーバーが有効に機能するかどうか不明であるという状態がもたらされる。したがって、ノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入する場合には、明文をもってカラオケ法理を排除する必要がある。

(1-4)侵害防止措置の義務付け 安易に削除の容易性を追求し、プロバイダに事前監視や技術的手段導入など侵害防止措置を義務付ける方策は、有効性に疑問がある。ノーティス・アンド・テイクダウンなどの削除手続は権利者による権利行使を迅速に図る制度であるというのが重要な側面であって、権利者による権利行使なくして適切な対応をプロバイダに求めることができないということを十分に認識する必要がある。なお、米国においても、侵害防止措置や監視義務をプロバイダに課しておらず、また、何らかの標準技術が存するわけでもない。権利者と事業者の対話が進み、その結果、事業者が自主的に方策を導入して解決を図っているのである。

(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

発信者情報の開示については、(1)と同様に、現状、特段の問題はなく、何らかの新たな方策は必要ないと考える。仮に、DMCAに規定する発信者情報開示制度を導入するのであれば、書記官(Clark)が情報開示命令(Subpoena)を発行するなどの手続も含めて導入するべきであ

る。また、ノーティス・アンド・テイクダウン手続と相俟って、プロバイダに対して、適切な免責(Safe Harbor)を与えるべきである。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

日本においても、アクセスコントロールについては、一定の法的手当がなされており、特段の新たな方策を導入する必要性はないものと考え
る。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

損害賠償額の算定については、現行著作権法 114 条および 114 条の 5 等を適用することで、個別の侵害実態に応じた柔軟な賠償額の算定・
認定がなされており、特に問題が生じているわけではないため、新たな方策の導入は不要である。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

現行法においても、侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトは違法とされる場合があり、新たに規制する必要性はないものとする。

(6) 効果的な啓発活動について

現行の著作権法は、デジタル化・ネットワーク化社会に適合したものとは言いがたく、厳格な文言解釈をすると、普通に生活している中で誰も
が行うようなことまで違法となるという事態を生じている。このような子どもたちに分かりにくい法規範では、説得性に欠け、十分な啓発は困難な
のではないかという懸念がある(参考:別所直哉「著作権制度のあり方」文化庁月報 495 号 24 頁(2009 年))。「著作権を守ることが大切だ」という
ことが青少年にも理解されるような啓発が重要だと指摘されているが、啓発活動によって規範意識が高まるのではなく、かえって「著作権法は
時代遅れで非常識な法律である」という不信感が青少年を含めた市民の間に募るなら、啓発活動は逆効果でさえある。「著作権法を守ろう」と

		<p>いう遵法意識の啓発・向上のためには、行為規範としての著作権法が適切に機能するようにするという視点から、著作権の権利としての外延がどこにあるのかを明確にし、著作権法制度のあり方を見直す必要があると考える。</p> <p>(7)その他</p> <p>現時点における最も大きな課題は、プロバイダと権利者との間で必要な情報交換や議論が行われていないということである。少なくとも、インターネットオークションに関しては、知的財産権侵害品流通防止協議会という権利者団体とインターネットオークションサイトで構成される協議会が関連省庁のオブザーバー参加も得て、かなりの成果を上げているうえに国際的にも評価されつつあり、同様の取り組みを、他の領域に広げていくことが技術進歩が著しいインターネットの分野においては求められるものと考ええる。</p>
--	--	---

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査
意見書 1

論 点：

- (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について
- (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について
- (7) その他

意 見：

- (1) 権利侵害コンテンツの削除は、著作権侵害に限らず、権利者団体とプロバイダ関係団体が設立したプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の制定したガイドラインに則って対応することとしている。
現行の制度で十分責任の明確化は達成できていると考える。また、侵害コンテンツの迅速な削除を促すためには、現行の自主的取り組みの延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的取り組みを拡大していくことが現実的と考える。
- (2) (1) と同様、発信者情報開示関係ガイドラインに則って対応することとしている。
プロバイダを含む関係者による現行の制度の周知・啓発などを自主的取り組みとして行うことが重要と考える。
- (7) 権利侵害コンテンツ対策として I S P 等のプロバイダに対して技術的侵害防止措置を義務付けることは、対策の現実性、及び実効性・コスト負担・法的視点の各点より、疑問である。
プロバイダでなくインターネット接続機器への技術的侵害防止措置導入も、同様に反対である。
また、著作権侵害情報に限った措置の議論は立法技術的に困難と思われる。

以 上

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査
意見書 2

論 点： (3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

意 見：
＜総論＞

「インターネット上の著作権等侵害コンテンツ対策」は 模倣品・海賊版拡散防止条約(以下、ACTA)を念頭においた検討を行っているものと理解しております。当協会は、ACTA の趣旨については、当初から賛同して参りました。現在も「増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効率的に対処するために知的財産権の執行のための効果的な国際的基準を設定」という条約の目的に関しましては異論のあるところではなく、早期締結を目指すべきと考えております。

しかしながら、今般外務省より公表された「模倣品・海賊版拡散防止条約 - 議論されている主要項目の概要」によると、その第二章第四節において、「技術的な制限手段の回避（例外と制限の適用を含む）」という項目が含まれております。

現時点では具体的にどのような条文を想定して交渉がなされているかは明らかにされてはいませんが、これまでのFTA交渉の状況や諸外国での報道状況¹から、この項目については、米国が自国著作権法 (DMCA) の該当規定を基調とした提案をしているだろうことは、容易に推測できるところです。仮に米国よりそのような提案があるとすると、①著作物のアクセスを制限する技術的な制限手段の回避行為そのものに対する規制 (以下、「回避行為規制」)、②DMCAの要件に近い内容での、技術的な制限手段の回避に供される機器の製造・販売等に対する規制 (以下、「回避機器規制」) を、ACTAにおいて規定することの是非について論点となります。

当協会としては、従前より、日本国内法における技術的な制限手段に対する規制強化に対して、懸念を表明してきており²、ACTA交渉において、かような条項を規定することについて、強い懸念を有することから、以下に、意見を申し述べます。

結論を先に述べますと、日本を含め各国で著作物の保護と利用の利益衡量に相当の配慮が必要である技術的な制限手段の回避に関する規制について、WIPO 著作権条約 11 条および WIPO 実演・レコード条約 18 条の規定内容を超える内容を ACTA において導入することには慎重な対応が必要と考えます。

日本国内においても、過去に幾度となく検討されてきましたが、技術的な制限手段の回避規制は、著作権者のみならず利用者及び流通関係者等に影響を及ぼす問題であって、関係者の意見調整が非常に困難であったことを示しております^{3,4}。

¹ <http://www.eff.org/deeplinks/2009/11/leaked-acta-internet-provisions-three-strikes-and-reining-in-acta>
<http://www.eff.org/deeplinks/2009/11/reining-in-acta>
<http://www.michaelgeist.ca/content/view/4575/125/>

² 知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会 (第 8 回) における参考人提出資料。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/digital/dai8/pdf/siryou1_2.pdf

³ 1998 年 12 月の著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ報告書「使用や受信というような、従来著作物等の享受として捉え、著作権等の対象とされてこなかった行為について新たに著作権者等の権利を及ぼすべきか否かという問題に帰着し、単に技術的保護手段の回避のみに関わる問題ではなく、現行制度全体に影響を及ぼすことからであること、流通に伴う対価の回収という面からは著作権者等のみでなく、流通関係者等にも関係する問題であり、更に幅広い観点から検討する必要があると考えられること、今後の著作物等の流通・活用形態の変化の動向を見極める必要もあること等の理由から、本ワーキンググループとしては、現時点においては、現行の著作権者等の権利を前提とした技術的保護手段の回避に限定して規制の対象とすることが適当」(以下の抜粋中、太字は筆者)

⁴ 2006 年 1 月の文化審議会著作権分科会報告書(法制問題小委員会デジタル対応 WG・国際小委員会)「単なる視聴行為をコント

日本での過去の議論の経緯が示すとおり、日本を含め各国において、著作物の保護と利用の利益衡量を要する技術的な制限手段の回避に関する規制をACTAに取り入れることは、構想の提案から既に4年が経過していることに加え、条約の成立までにますます検討の時間を要することとなる虞が高いと思われます。更に条約が成立したとしても多くの途上国の加盟が期待できなくなることが懸念されます。したがって、当該項目をACTA交渉で取り上げることをやめ、多数国が加盟し速やかに国内施行できる内容での条約を成立させるべきであると考えます。仮に当該項目をACTAに含める場合には、以下の各論において申し上げる懸念事項も合わせて、国内法として解決頂くとともに⁵、それらを条約上も明示頂きたく存じます。

また、条約における提案を受け容れるべきか否かは、産業界に多大な影響を与えるだけではありません。著作物の利用者にとっては、情報アクセスに対するリスクを高め、知る権利等の国民の基本的な権利といった重大な事項に関わります。したがって、条約案を国民に開示しないまま政府内で議論されていることに大きな危惧を覚えます。

<各論>

1-1 米国DMCA相当の回避行為規制をACTAに導入することについて

米国DMCAで規定される技術的な制限手段の回避行為規制は、著作物の利用への影響の有無について定期的に意見募集を行い、特定分類の著作物の合法利用について規制により不利益が生じた場合には、当該利用については一定期間規制を適用除外するといった手当てがなされています。適用除外の認定手続きでは、当該規制の妥当性についての疑義、公正利用への弊害が多く指摘されており、イノベーションを阻害しているといった批判もなされています⁶。仮に、上述の3年毎の見直し規定を導入したとしても、ヒヤリングや意見提出等を3年毎に行うことを意味します。わが国においてそれらの手続きに巻き込まれる関係者にとっては、手続きに要する多大な時間とコスト(米国では、弁護士費用等高額になるケースが多い)なしに公正な利用は認められないことを意味します。

さらに、米国DMCAでは、公正利用を含む一定の著作物利用行為の前提で行われる技術的な制限手段の回避については、上記の手続きと併せ、個別に適用除外を規定していますが、これは当該規制の惹起する保護と利用の利益バランスといった問題に多少なりとも対処するためであると理解されます。

WIPO 著作権条約/レコード・実演条約の規定内容以上に、米国DMCAの規定を基調として条約の規定を検討するのであれば、米国内で回避行為規制や回避機器規制を導入するために施した、著作物の利用との利益バランスを、そのまま条約上で実現しなければならないのであり、日本においては、条約締結後、国内法の改正が必至となります。そのような利益バランスの実現ができないのであれば、米国DMCA流の回避行為規制や回避機器規制を導入すべきではないと考えます。

1-2 米国DMCA相当の回避機器規制をACTAに導入することについて

当協会は、コピーコントロールやアクセスコントロールがコンテンツ流通における要素として

ロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的には視聴等の行為に対する新たな権利の創設にも等しい……十分な検討が必要」(←法制小委)及び「回避を制度的に防止することは……今後も引き続き慎重に検討していく必要」(←国際小委)

⁵ 政府の審議会で法改正につき一定の方向性が示されつつも、法改正に至らなかった例がある。文化審議会著作権分科会報告書(2009/01)は、相互運用性や障害発見等の一定の目的のためのリバース・エンジニアリングについての権利制限規定につき「早期に措置する必要」としつつも、今年の改正案には含まれず、いまだ法改正がなされていない。

⁶ 全米図書館協会<http://www.ala.org/ala/issuesadvocacy/copyright/activelegislation/dmca/section1201/sec1201.cfm>など。米著作権局で紹介されている、各見直しにおける様々な指摘を、是非、精査すべきである。<http://www.copyright.gov/1201/>

重要な役割を果たしていると認識しています。従って、市場において契約や立法等の枠組みの下で有効に機能している技術的な制限手段の回避のみを目的として製造された機器の提供を規制することには意味があると考えます。しかしながら、機器に対する規制は、副作用として、機器メーカーの通常のビジネス活動の妨げとなる恐れがある為、その規定ぶりには十分注意をする必要があると考えます。

機器へは、様々な経路から様々なコンテンツ提供事業者のコンテンツが入力される可能性があり、たまたまあるコンテンツ提供事業者が、著作権者等の意思により、コンテンツに暗号を施さず、コピー制限情報や機器の既存機能に作用する特定の技術を一方的にコンテンツに施した場合、それに反応することが回避機器規制によって機器メーカーに義務付けられることになれば、機器メーカーの機器設計・提供の自由は著しく損なわれます。回避機器規制が、特定技術への反応を強制すべきでないということは、国内外の制度設計時に議論・認知され文言上勘案されてきた経緯があります。特定技術につき、新たに反応させるように設計することを義務付けないことのみならず、反応する状態から反応しない状態に変更した場合でも、同様に回避機器として規制されないことが、特定技術への反応を義務付けないことを徹底する上においても、また、初めから反応しない機器との競争の観点からも、必要と考えます。

2 日本著作権法に導入することについて

アクセスコントロールの回避行為規制については、3年前に行われた文化審議会著作権分科会での検討において、「著作権法の支分権の対象ではない『単なる視聴行為』をコントロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的には視聴等の行為に関する新たな権利の創設にも等しい効果をもたらす」等の理由によって、導入には慎重な検討が必要であるとまとめられています⁷。その後、日本国内で新たな立法事実が生じているとは認め難く、したがって、そもそも日本においては、規制を導入する必要はないと考えられますが、上述の通り、米国DMCA相当の回避行為規制が条約で規定された場合には、実質的に新たな権利が付与され、それが技術の採用により行使され得る状況を踏まえ、適用除外、すなわち、著作物へのアクセスそのものが社会的に許容されるべきケースはいかなる場合か、また、アクセスが許容されるべきケースとその後の公正利用との関係を如何なる基本的考え方の上に規制していくのかなど、幾つもの論点が存在します。

機器メーカーとしては、イノベーションの促進、ユーザーへの円滑な役務提供の観点から、例えば、下記の行為やそれに伴う機器やサービスまで規制されることのないようにすることも含め、慎重な検討が必要と考えます。

○ 研究開発・情報解析目的での技術的な制限手段の回避行為

技術的手段の回避行為の規制によって、技術開発が阻害される懸念があります。例えば、暗号技術の研究開発には、現時点で存在する暗号が解読できるかどうかについての試行錯誤が必要であり、あらゆる回避行為の規制は、直ちに暗号解読による研究行為を禁止することになります。また、調査分析のためのリバースエンジニアリングについては、例えばコンピュータプログラムの互換性の達成の目的で、当該コンピュータプログラムの一部を検証したうえで、互換性を確保するための開発を行う必要性から、当該コンピュータプログラムに施されている技術的な制限手段を回避することが必要となり得るところ、あらゆる回避行為の規制は、直ちにこうした研究行為を禁止することになり、情報処理機器等の普及や管理技術の技術進歩を阻害するおそれが強くあります。

○ 保守・修理目的等での技術的な制限手段の回避行為

機器等に内蔵されている著作物には、暗号化等でアクセスを技術的に制限された状態で蔵置されるものが含まれる場合があります。そのような著作物が含まれた機器等の保守・修理

⁷ 前掲脚注4

の過程では、当該著作物に付された技術的な制限手段の回避が必要となる場合もあり得ます。このような行為が回避行為でないことが明確にされないと、企業活動が萎縮する懸念があります。

○ 障害者利用を目的とした回避行為

今般の著作権法改正により、視覚障害者、聴覚障害者等のための複製等に係る権利制限規定が改定され、視覚著作物の文字を音声にしたり、聴覚著作物に係る音声を文字にしたり（字幕をつけたり）することや、それを複製したり送信したりすることが許容されるようになったところですが、技術的な制限手段が施されている著作物については、当該技術的手段の解除行為全般が回避行為として規制されれば、その後の作業工程に入ることができないといったことが起こりえます。当事者の求めに応じ、当該回避行為を行うサービスについても、規制の対象外とすべきと考えます。

○ 機器内部での処理

現在販売されている録画機器の一部においては、技術的な制限手段について、機器内部でのデータ処理の都合上又はアナログ・デジタル変換やデジタルフォーマット変換の過程で、技術的手段が維持できないことが多く、当該録画機器から再度外部出力する際に、改めて同様の技術的な制限手段を付与して出力するという仕組みとなっている機器が存在しております。このような機器についても形式的には回避行為に該当する可能性があります。その場合に「回避行為規制」及び「回避機器規制」に抵触するリスクが存在いたします。かような場合には、通常のビジネス活動の妨げとなり、看過できない事態が生じます。さらに、1999年の不正競争防止法改正時、回避規制の対象となる機器等については、機器提供者側の過大な負担を避けるべきとの理由から、回避用途以外には経済的・商業的に用途がないものに限定することが適切と判断していますが、その後に機器提供側に過大な負担を強いてもよいといえる事情変更もなく、現在も、かかる要請は当時と同様に存在します⁸。

○ その他の著作権法上の権利制限規定

上記の目的以外であっても、利用者が、現在、著作権法上認められる権利制限規定に該当する場合に、利用者の求めに応じ、回避行為を事業者が行うサービスについても、規制の対象外とすべきと考えます。

3 利用と保護の利益バランスの確保について

知的財産制度の目的である「文化の発展」、「産業の発達」等が実現されるためには、保護と利用のバランスを確保することが重要であり、過度な知財保護強化は、監視コストの増加やユーザーの利便性低下等によって、文化、産業の発展の弊害になることにもなり得るため、知財保護の強化は常にバランスに配慮して行われることが必要であると考えられます。

また、バランスを図るに当たっても、特定国の特定条項についてだけ分析することは妥当でなく、その国の法制度全体をその国の事情とともに評価すべきであると考えます。

日本著作権法においては、私的使用のための複製のうち録音・録画について、米国 DMCA において回避規制が置かれているのとは異なる状況にあり、米国 DMCA 相当の規制が条約で義務となった場合には、上記1及び2の論点が解決されたとしても、利用者は著しく利益を損なわれることとなるものと考えられます。

すなわち、私的録音・録画については、録音・録画をコントロールする技術的な制限手段の回避規制（回避してまで行う録音・録画は違法）と、私的録音録画補償金との関係が明確にされておらず、その取扱について訴訟に発展するという事態に至っています。かような現状において、

⁸ 合同会議報告書(1999年10月産業構造審議会の下、知的財産政策部会と情報産業部会の合同会議の審議経過をとりまとめたもの)

すでに著作物保護と利用の利益バランスが崩れていると考えられます。この上、さらにアクセスコントロールの回避規制を並列して置くことは、ますます利益の不均衡をもたらすことになるものと考えます。

米国においては、録音については日本に類似の状況にあります。録音については補償金相当の制度がありません。また、欧州においても、補償金に相当する制度の実施においては、著作権指令(European Union Copyright Directives)は、技術的な制限手段を採用しているかどうかを斟酌することとされています⁹。また、著作権指令に準拠すべきEU加盟国の法律においても、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン等をはじめとする多くの国¹⁰で、技術的手段を斟酌することを要求しています。

このような状況下、日本著作権法において、さらなる回避行為・回避機器規制を導入する場合には、著作物保護と利用の利益衡量の観点から、現状の回避行為・回避機器規制と、私的録音録画補償金制度との関係についての整理が必要であると考えます。

また、米国内部で、海外で活動する米国インターネット関連業界等から、米国以外の多くの国では米国ほどに広い権利制限の一般条項が存在しないため、ACTAにより第三者責任が強化されると著作物の保護のみが強化され、利用との利益バランスを欠くことになる旨の指摘がなされています¹¹。

韓国と米国間のFTAの18章「知的財産権」Article 18.7.(a)においても、韓国がDMCA同様の回避規制の導入義務を負担することで規制強化となったことから、その後、国内法としてフェアユース条項の法案を提出して、利益バランスの確保を目指しています。

保護の強化によって利用側の責任が強化される以上、保護と利用の利益バランス確保の見地から、権利制限の一般条項の導入についても合わせて検討されるべきと考えます¹²。

4 日本国内にある規制強化の主張について

日本国内において、技術的な制限手段の回避にかかる規制を強化すべきとの主張があると理解しています。

この主張は、複製されたゲームソフトが違法にインターネット上にアップロードされ、大量に配信されている現状について、これらの違法ゲームソフトの流通を排除するために、正規品に信号を埋め込み、単純な複製では当該信号が複製されない構造とし、ゲーム機本体に当該信号を検知するための仕組みを施して当該複製ゲームソフトの使用ができないような仕組みを採用しているところ、当該信号を検知するための機能を無効化することでゲーム機本体での当該複製ゲームソフトの実行を可能とする装置(技術的な制限手段の回避)を念頭に、民事での対応は可能であるものの¹³、被害の抑止には限界があり、より実効性を高めるために、不正競争防止法上での刑事罰の導入を求めており、不正競争防止法上の「営業上用いられている技術的制限手段」のみを想定した回避機器規制を求めているに過ぎず、回避行為規制まで求めているものではないと理

⁹ EUUCD2条 Member States may provide for exceptions or limitations to the reproduction right provided for in Article 2 in the following cases:(b),,,,,,, on condition that the rightholders receive fair compensation which takes account of the application or non-application of technological measures referred to in Article 6 to the work or subject-matter concerned;また、その前文(35) The level of fair compensation should take full account of the degree of use of technological protection measures referred to in this Directive. In certain situations where the prejudice to the rightholder would be minimal, no obligation for payment may arise.

¹⁰ http://www.todoscontraelcanon.es/IMG/pdf/Levies_20EUUCD_20Analysis.pdf

¹¹ INSIDE U.S. TRADE November20,2009記事 ”.....sources say that no other country applies the “fair use” exception as broadly as it is applied in the U.S. The third party liability will exist wherever there is initial individual liability, so countries without fair use will have more individual liability and, therefore, more third party liability, they warn.”(太字は筆者)

¹²文化庁より『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』の一環として、諸外国の著作権の一般規定(フェア・ユース型等)の導入状況に関する調査のレポートが公表済み(2009/03)

¹³ 2009年2月27日東京地裁(いわゆる「マジコン判決」)。具体的にどのような仕組みによって複製ゲームソフトを実行できなくしているのかは詳らかではないが、当該判決等から推測される限りここに記述したような仕組みであると推測される。

解しております。

上記のとおり国内で求められている回避機器規制や米国が求めている回避行為規制とACTAがめざしている「模倣品・海賊版」対策とは異なるものではないでしょうか。そもそも、回避行為規制が前提とするアクセスコントロールは、著作物等の情報へのアクセス（使用、視聴等）を技術的に制約し、その制約の解除の対価を求めること等を目的として使用されるものです。他方、ACTAでめざしている「模倣品・海賊版」対策においてもっとも重要なポイントは、違法複製物の流通により被害が拡散することを防止することです。¹⁴¹⁵

ACTAの「模倣品・海賊版」対策については、既に違法複製物の作成とインターネット上へのアップロードは保護されているのであり、更に2010年1月からはそのような違法複製物のダウンロードも保護の対象となるのであり、すでに法的な手当てはなされており、今後は改正法の実効性を見た上で慎重に検討がなされるべきと考えます。

<まとめ>

模倣品・海賊版の拡散防止というACTAの趣旨には賛成ですが、利益衡量の実現に時間のかかる規制を条約の範囲から外し、条約の早期成立を目指していただくことを要望します。仮に、米国DMCA相当の回避行為規制の条約化する場合には、懸念事項、日本法に導入した場合に生じる上述のような弊害及びアンバランスさを国内法において解決頂くとともに、国際法上の義務となるように条約上明示頂きますようお願い申し上げます。

なお、米国著作権法では、送信可能化行為に著作権が及ぶかが明確ではなく、サーバーにアップロードしただけでは著作権侵害が成立しない可能性があります。アクセスコントロールの回避規制を条約化するより、送信可能化行為に著作権が及ぶことを明確にすることを条約上の義務とすることの方が、日本のコンテンツ産業にとっては得るものが大きいと考えられます。

以 上

¹⁴ アクセスコントロールは、著作物等の情報へのアクセス（使用、視聴等）を技術的に制約し、その制約の解除の対価を求めること等を目的として使用される。典型的には、情報を暗号化して配信し、当該暗号を解除するために対価を求めるといった例である。この場合、回避行為規制は、暗号解除によって得られるであろう対価を保護することになるが、これは「海賊版・模倣品」とは無関係の法的保護である。ACTAで提案されていることで、回避行為規制があたかも「海賊版・模倣品」対策であるかのような印象があるが、厳密に考えるとそうではない。仮にこの例のように、対価を支払わずして情報へのアクセスを得る回避行為を、海賊行為であると位置づけることがACTAで提案されているのだと理解するならば、日本国内において、そのような位置づけをすることが適当であるのかどうかを、まず議論する必要がある。

¹⁵ 2008年11月のデジタル・ネット時代における知財制度のあり方について(報告)「インターネットの普及を前提に・・・規制の在り方を見直し、難違法ソフトの一般ユーザーへの蔓延を防止するための何らかの措置を講ずることが必要」としつつも、「慎重な検討が必要」と結論づけている。この結論に至る経緯において、「技術的手段の回避行為に対する規制を強化すべきではないか」とのアジェンダが「規制の見直し」と修正され、さらに「規制の在り方を見直し」と修正された。また、「措置」としていたところ、「何らかの措置」のみならず、「違法ソフトの……蔓延を防止するための何らかの措置」と修正している。

「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策」に関する意見

日本国際映画著作権協会

知的財産戦略推進事務局のインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関して、以下の意見を提出いたします。

1. 序論

1.1 インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査として、下記の事項について、内閣官房知的財産戦略推進事務局より意見をお求めいただいたことについて、たいへん光栄に存じると共に、感謝するものである。

- (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について
- (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について
- (3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について
- (4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について
- (5) 侵害コンテンツへユーザーを誘導するリンクサイトについて
- (6) 効果的な啓発活動について
- (7) その他、

1.2 MPA は、下記の劇場映画・ホームビデオ・テレビ番組の国際的大手制作会社および配給会社の利害関係を代表している。

- (1) Paramount Pictures Corporation
- (2) Sony Pictures Releasing International
- (3) Twentieth Century Fox International Corporation
- (4) Universal International Films
- (5) Walt Disney Studios
- (6) Warner Bros Pictures International

1.3 日本が世界最大で、もっとも進んだブロードバンド・インターネット市場の一つであることについては議論の余地はなく、インターネット接続の速度と廉価で世界をリードしている。日本政府はまた、日本の発展を今後助けていく強力な知的財産方針の必要性についての認識という点でも、優れた先見の明を示している。

「21世紀において、我が国が豊かな国であり続け、諸外国から信頼される・・・価値ある情報の創造・保護・活用を通じ・・・発明・創作を尊重し、無形資産の

創造に重点を置く・・・」¹

- 1.4 しかしながら、低廉で高速のインターネット接続が可能になったことによって、著作権侵害の問題も出現している。日本インターネットプロバイダー協会・電気通信事業者協会・テレコムサービス協会・日本ケーブルテレビ連盟の2008年5月の調査によると、P2Pファイル共有者はブロードバンドユーザーのわずか10%であるのに対して、ブロードバンドのインターネットトラフィックの実に60～90%を占めている²。この調査を通して、日本におけるブロードバンドサービスの質を今後維持し、インターネット利用の増加をよりうまく管理していくために、現在何らかの措置を講じなくてはならないことがわかる。
- 1.5 日本は現在、技術面で世界をリードしており、今後高品質で低廉なインターネット・サービスを展開し、デジタルアプリケーションの安定性・信頼性のあるプラットフォームを創造して、デジタル時代における経済成長の主要牽引役として、eサービスおよびコンテンツを届ける上で、モデル的な重要な役割を担っている。
- 1.6 内閣官房知的財産戦略推進事務局による今回のインターネット上の著作権侵害対策に対する意見募集はたいへんタイムリーであり、知的財産保護のために最前線で戦おうとする日本政府のコミットメントを改めて確認させていただいた。折から、著作権侵害との戦いにおいて、インターネット・サービス・プロバイダー（以下 ISP）の果たす役割が大きくなりつつあり、創作者・企業・消費者などすべてのステークホルダーの利害を守る適切な方針が創造産業および知識経済の成長を促進することを、世界の各国政府が認識し始めたところである。フランスと英国が、知的財産権保護のリーダー的役割を欧州で示しているが、日本の創造産業および日本経済全体の規模と重要性ゆえに、日本は、アジアにおける知的財産権保護のリーダー的役割を維持していくよう努めるべきであろう。
- 1.7 MPA では、この機会を借りて、インターネット上の著作権侵害問題に対処するために、特に下記の点で、著作権法の改正・明確化についてご検討いただけるよう、日本政府にお願いしたいと思っている。
- (1) 段階的対応法の施行。
 - (2) それ以外の方法による ISP の協力。
 - (3) ISP による即時の侵害コンテンツの削除を可能にさせ、同時に返答通知手続きを行うこと。
 - (4) 侵害コンテンツにユーザーを誘導するリンクサイトの法的責任を明確にすること。
 - (5) 日本の法律で著作権侵害に対する法定損害賠償を認めること。

¹ 知的財産戦略本部「2006年知的財産戦略計画」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2006_e.pdf

² 「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」平成20年5月調査
<http://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/guidelines.pdf>

2. 段階的対応

- 2.1 MPA ではまた、日本政府に対して、「段階的対応プログラム」を実施することによって、今や国際的な潮流となりつつある P2P 著作権侵害対策に取り組み、アジアでのリーダーシップを発揮していただきたいと思っている。
- 2.2 このような段階的対応プログラムは、啓発的かつ法廷を介さない手段に基づいており、ISP の顧客による無断あるいは違法の行為が発覚した場合、それに対して著作権者および ISP が協力して対処することを前提としている。この過程を通して、エンドユーザーは教育を受け、同時に二度と違法ファイル共用を行わないようになる。段階的対応は、インターネット上での著作権侵害に対する良識的な対処法であり、長期的には、創造的なアイデアを保護し、創造産業の経済成長を支えていくと私どもは思っている。また、段階的対応は、公正で合理的な結果をもたらし、裁判を回避して、ISP とインターネットユーザーの責任を考慮に入れつつ、創造産業を保護する必要性とのバランスを図ったものでもある。
- 2.3 他国における MPA の経験から、段階的対応プログラムの主要点として効果的と思われる特徴を下記に掲げる。

(1) 違法行為の識別および通知発行にかかる費用の分担

著作権者にとっては、合法的な著作物の購入が増え、ISP にとっては帯域コストを削減することができるため、著作権者と ISP の双方に段階的対応プログラムは利益をもたらすとの認識に基づき、著作権者と ISP は段階的対応プログラムの実施コストを分担する。

著作権侵害通知の受領および契約者への通知転送という手続きも自動化できることから、ISP の業務にはあまり負担が掛からないと思われる。

例として、MPA では実際に、侵害者と侵害事実の確認といった手続きや通知および証拠データの通信について、一連の確固とした基準を開発・テスト・発表しているところであり、P2P 検知などのサービスを提供するソフト開発会社がこうした基準をきちんと守らなくてはならないようにするつもりである。MPA はまた、P2P ネットワークのスキャン・侵害の確認・ISP への通知・配信・データ管理、そして報告業務に伴う費用を負担しており、ISP にかかる費用は、契約者への通知の転送コストだけとなっていて、それは帯域コストの節減で補ってあまりあるであろう。

(2) 返答通知手続き

コンテンツ認識技術（以下 CRT）は、信頼性が高いことがすでにわかっているが、自動作成された通知およびそれを裏付ける証拠一式が完璧に信頼できる

ものであることを確実にするためには、技術水準と最適な施行を確立する必要がある。

段階的対応プログラムが教育・啓発面で最大の効果をあげるためにはまた、ホームページや直接的なサポートインフラストラクチャーのような、容易にアクセス可能なユーザーサポートを準備しなければならない。こうした手段を通して、なぜ通知を受け取ったのか、P2P ネットワークの意図しない違法利用をどうしたら避けられるかを説明し、通知を受け取る前、又は受け取ったときに、ユーザーをコンテンツの合法的なダウンロード元のほうに誘導することができる。

また、段階的対応プログラムにおいて、ISP からの通知に対して、受領者の異議申し立てを可能にすべきである。

(3) 制裁措置

段階的対応プログラムは主として、著作権侵害「常習者」を対象としたものである。インターネットユーザーの大部分はファイルの違法共有にふけるようなことはないので、そうした人たちにとって、段階的対応プログラムは、まったく影響を及ぼさないか、微々たる影響しかないだろう。また、段階的対応プログラムが実施された場合、ほとんどのユーザーは、なんらかの形の制裁措置を必要とする前に、その行為を改めると思われる。英国で行われた調査によると、ISPから一度でも連絡を受けたら、侵害行為を止めると70%以上のインターネットユーザーが答えている。³だからこそ、最初の警告が役に立つわけである。

しかし、常習者の違法行為を改めさせるには、なんらかの形での意味のある、効果的で抑止的な制裁措置、あるいは少なくともそのような制裁措置を受けるおそれといったものが必要とされる。こういう人たちには、単なる警告はあまりも効果を持たない。上記の調査の2009年の追跡レポートでは、ISPから通知を受け取った人のうち、制裁措置の心配がなければ、コンテンツの侵害行為を止めると答えたのがわずか33%であるのに対して、インターネット接続の切断など、もしなんらかの制裁措置に対する警告が手紙に含まれていたら侵害行為を止めると80%が答えている。また、同調査から、インターネット上のエンターテインメントコンテンツの規制にISPが協力すれば、著作権侵害は減り、ISPの平均顧客単価は70%上昇して、月34ポンドになるだろうとい

³ ウィギンズ LLP の委託による Entertainment Media Research 社調査 “2008 Digital Entertainment Survey”
http://www.wiggin.co.uk/upldfiles/Digital%20Entertainment%20Survey%202008_Full%20Report.pdf

う結果が出ている。⁴

あるISP契約者が著作権を侵害しているという通知を受けた場合、そのISPが初期段階で取ることのできる行動としては、啓発メールをアカウントの持ち主に送り、その人のある特定の行為が違法行為であるとみなされた為に通知が送られたのだということをお知らせ、同じことを合法的に行うためにはどうしたらいいのかを教え、もし同じことを繰り返したらどのような罰を受けるかを知らせるといったことが挙げられる。このような最初の通知によって、ほとんどの消費者が二度と侵害行為を繰り返さないということが調査からわかっている。⁵

「段階的」対応と言うことから、第2の通達の時点では、まだ教育的な色合いを保たなくてはならないが、なんらかの形の警告や制限的制裁措置のようなものを含むべきである。その後、第3、第4と通知の数が進むにつれ、抑止の度合いも増し、著作権侵害常習者は最終的に、一部あるいはすべてのサービスの長期的な停止あるいは終了というような、何らかの形でサービスの制限をされることになる。

Walled garden（囲い込み）のようなブラウザ・リダイレクション機能を利用して、通知の受領確認やサービスの全面再開といったユーザーサイドでの対応が必要になるユーザーに通知を送信するというのも役に立つかもしれない。これによって、契約者は、自分がインターネット接続を誤用していることをはっきりと認識することになる。「囲い込み」はまた、一定の期間にサービスへのアクセスを限定するのにも役に立つが、その一方で、契約者は電話やメールなどの他の手段を使って、ISPの問い合わせ窓口に連絡し、サービスの全面再開を求めることもできる。

ISPは、希望すれば、異なった制裁措置施行期間を選ぶことができる。ISPはまた、リダイレクトしたページから指導ページを立ち上げて、インターネットセキュリティ・安全性・著作権侵害に対する消費者啓発を行うことも可能だろう。また、リダイレクト先のページから、ユーザーは、当該ISPの、あるいは第三者の提供する当該コンテンツの合法的なダウンロード元にアクセスすることができる。こうした対策を支える技術は、ISPのネットワーク上ですでに広く使われているものである。

⁴ Entertainment Media Research社” 2009 Digital Entertainment Survey”
<http://digitalentertainmentsurvey.com/>

⁵ 同上 “2008 Digital Entertainment Survey”

(4) プライバシーに対する懸念

CRT は独自に（また人為的介入なしに）、いつどこでインターネット上の著作権侵害が行われているかを判断し、サービスユーザーによるこうした違法行為に対してその ISP の注意を喚起することができる。このような情報は誰でも手に入れることができ、証明性の高い侵害の証拠を含んではいるものの、個人の名前を割り出すところまでには及んでおらず、IP アドレスにとどまっている。

段階的対応プログラムが重要な目標としていることの一つには、インターネット上で違法のファイル共有をしていると、ファイル共有者まで割り出すことができるということを理解されるようにする、ということが含まれている。インターネット上でユーザーは匿名なのではなく、不法行為をインターネット上で行っていると、その責任を問われることがあり、実際に罪に問われる人も少なくない。自分が不法行為を行っていても他の人にわからないわけではない、ということがわかれば、ほとんどの消費者はその行為を改めるだろう。

- 2.4 要するに、段階的対応プログラムは、著作権侵害物をダウンロードしているユーザーを啓発し、合法的な手段に誘導することを目的としている。段階ごとに厳しくなる制裁措置は、侵害常習犯のために用いられるが、行為を改めることと、より罪の重い者に対しては、もっと強力な手段を用いて、ISP から罰を受けたり、（最終的には）重大な法的措置が取られるかもしれないというリスクを冒すよりは、侵害行為を止めたほうがいと説得することのほうに重点が置かれている。
- 2.5 しかしながら、段階的対応プログラムの実施には、政府の協力が必要であり、技術面だけに頼ることは不可能である。こうした計画が実施される土台として、しっかりと法的制度が整備されていることも必要である。
- 2.6 この点での英国政府の取組みは推奨に値するだろう。英国文化省が 2009 年 6 月に発表した「デジタル・ブリテン」レポート⁶には、政府、権利者、ユーザーなどすべてのステークホルダーが役割を担う必要性に対する意識の強さが表れている。
- 2.7 このレポートの中では、違法の P2P ファイル共有が、合法的なデジタルメディア事業が軌道に乗るのを妨げていることが認識されており、それゆえに英国政府は違法ファイル共有を 70～80%減らそうとしている。それと同時に、これは権利者だけで成し遂げられることではないことも認めている。
- 2.8 英国文化省はそれゆえに、インターネット上の著作権侵害に対して民間主導による対

⁶ 下記の URL で特に第 4 章を参照されたい。

http://www.culture.gov.uk/images/publications/chpt4_digitalbritain-finalreport-jun09.pdf

策を業界関係者が作成するよう促進する一方、政府もこうした市場モデルを支援し、消費者がコンテンツを違法なソースからではなく、合法的なソースからダウンロードするよう、法律制定をすることを推奨している。

- 2.9 著作権侵害が自己のネットワーク上で行われていることに気がついていながら、それを阻止するような行動を取らない場合、ISPはその責任を問われることがある。新しい法律の制定と業界によって開発された詳細な行動規範が、こうした義務を支えることになる。
- 2.10 英国政府はまた、通信業界の監督機関であるオフコムにさまざまな権限を付与し、もし業界がそのような規範を開発できない場合には、オフコムがそのような規範を課すことができるようにする。また、さまざまな技術的対策を適用することによって、インターネット上の著作権侵害を削減、あるいは阻止することを目的とした追加条件をオフコムがISPに課すことができるようにする。さらに、商業的契約の開発をより確実なものにし、法律の中で、こうした追加的対策の内容について具体的に挙げる。そうした対策としては、サイト・IP アドレス・URL の閉鎖や剥奪、プロトコルの遮断、ポートの遮断、帯域制限（契約者のインターネット接続速度の制限、さらに、あるいは、ある特定のプロトコルまたはサービスに対してのデータ量の制限）、コンテンツ識別およびフィルタリングのいずれか、あるいはこうした対処の組み合わせが挙げられる。
- 2.11 日本以外のアジアでは、台湾と韓国とが 2009 年に段階的対応プログラムを実施する法律をすでに制定している。
- 2.12 著作権侵害常習者に対するスリーストライク制と、著作権侵害対策としてコンテンツ識別技術の利用に関する規則との両方に取り込んだ点で、台湾の法律は革新的である。侵害通知を契約者が無視した場合には、アカウントの全部あるいは一部が閉鎖されることをISPはその契約者に通知しなくてはならない。アカウント閉鎖の要求に従わなかった場合には、そのISPは契約者の侵害行為に対する二次責任を免れるセーフハーバールールの適用を受けることができなくなる。
- 2.13 韓国でも同様に、著作権法の改正によって、これまでの懸念の大部分に当局が対処することができるようになった。
- (1) プロバイダからの警告にもかかわらず、違法のコピーおよびその送信を繰り返し行う者に対しては、そのアカウントを停止あるいは閉鎖することによって、違法コピーの流通を阻止する。
 - (2) 違法コピーが繰り返し掲示板にアップロードされた場合、プロバイダにその掲示板の閉鎖を要求する。
- 2.14 削除または送信停止命令にも関わらず、違法コピーおよびその送信を繰り返すユーザーに対して、アカウントの停止または閉鎖をプロバイダに命令する権限も、法改正によって文化体育観光相に与えられることになった。また、文化体育観光相は、違法コピーが繰り返しアップロードされている掲示板の閉鎖をプロバイダに命じるこ

ともできる。

3. それ以外の形での ISP の協力

- 3.1 段階的対応に加え、またはこれに関連して、政府は ISP に対し、利用できる技術を使って、不法なファイル共有による過度の帯域使用を制限するよう、働きかけるべきであろう。
- 3.2 今や、ISP は侵害インターネットトラフィックを特定する多くのツールを有しており、実際、ネットワークテクノロジーソフト開発会社はそうしたソリューションを ISP に提供して、データ通信速度の向上に貢献している例もよく見られる。また、侵害コンテンツを正確に特定することのできるコンテンツ識別技術もある。
- 3.3 そうしたツールを利用して、ISP が自己のネットワーク上で行われている侵害行為を抑制するよう、ISP に働きかけるべきであろう。
- 3.4 実際、多くのISPがP2P利用拡大による帯域幅消費増大問題を認識するようになってきており、ネットワークの過密化を防ぎ、そのようなツールによってネットワーク許容量を増加させることを目的とした業界の自主的なガイドライン、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(以下ガイドライン)⁷を設定している。
- 3.5 業界がプロトコルを開発する上で、合法的な事業を遂行するための行為として帯域制御が法的に正当化されうるものと判断されることを前提に、ガイドラインは、ISP の間で最大懸念となっている、国内法の違反について扱うことを目的としている。
- 3.6 しかしながら、日本の ISP が帯域制御を完全採用できるかどうかに関して、そこには法的な不確実性があることをガイドラインは認めている。ガイドラインの中で触れられている疑問には、下記のようなものがある。

(1) 通信の秘密

ガイドラインの中では、当該関係者から同意が得られた場合にせよ、そうでない場合にせよ、法的に正当と認められる理由がある場合、またあるユーザーの P2P ファイル共有が他のアプリケーションの通信に支障を生じている、または、通信の質を損ねている蓋然性が極めて高い場合には、トラフィックの人為的な識別作業なしに、帯域制御を実施することは許されるとしている。

(2) 利用の公平

ガイドラインの中では、特定のヘビーユーザーが過度にネットワーク帯域を占有し、それによって一般ユーザーの利用に支障が生じている、あるいはその蓋然性が極めて高い場合は、帯域制御装置を使って、ISP 等がそのようなヘビーユーザーの発着信するトラフィックを制限することは、かかる状況が客観的データによって担保されており、かつ、契約約款等に基づいて他の一般ユーザーと同等のレベルまで制御し、そのほかの非差別条件が満たされてい

⁷ 「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」平成 20 年 5 月
<http://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/guidelines.pdf>

る限りにおいては、不当な差別的取扱いに通常該当するとは見なされないという見解が示されている。

- 3.7 違法のファイル共有による過度の帯域消費を規制することができる技術があることを日本の ISP がすでに認識していることは明らかであるが、たとえば、個人契約者などの特定対象とする分野でのトラフィック管理を ISP が採用できるよう法改正をするなどして、ガイドラインを採用する上での法的不確実性に対処する必要がある。そうすることによって、ガイドラインに対する ISP の信頼は高まるだろう。

4. 通知と削除措置

- 4.1 プロバイダ責任制限法の第3条1項および第3条2項により、ISPは侵害コンテンツの著作権者および契約者の双方への賠償責任を免れることができる。この2つの条項は、著作権侵害だけでなく違法コンテンツ一般に該当する。
- 4.2 違法コンテンツによって被害を受けた者から責任を免れるためには、ISPは下記のいずれかを証明しなければならない。
- (1) コンテンツの流通によって、他人の権利が侵害されるであろうことにISPは気がつかなかった。
 - (2) 流通によって他人の権利が侵害されていることを当該ISPが知ることができたと認めるに足りる相当の理由はなかった。
 - (3) 当該ISPは当該侵害情報の発信者ではなかった。
- 4.3 契約者への責任を免除されるためには、ISPは下記の2つのいずれかの場合において、契約者の違法コンテンツを削除しなければならない。
- (1) コンテンツの流通によって他人の権利が不当に侵害されるとISPが思う十分な相当の理由があったとき。
 - (2) ISPが
 - (ア) 侵害された者から当該コンテンツの侵害に対する通知を受け取り、
 - (イ) その通知を当該ユーザーに転送し、
 - (ウ) 7日を経過しても、当該ユーザーから当該コンテンツが違法ではない理由についての説明を受領しなかったとき。
- 4.4 ISPおよび著作権者を代表する主要協会では「自主的ガイドライン」を作成しており、それによれば、著作権者あるいは指定機関からの特別な申出があった場合には、ISPは、上記の7日間を待たずに、申出のあったファイルあるいは当該ユーザーの行為を即座に削除することができる。
- 4.5 これは法的な効力を持たず、ISPはユーザーの言論の自由を侵す責任を問われることから、ISPのリスクとなっている。
- 4.6 MPAとしては、法律を見直すことによって、ISPが7日間の経過を待たずに、著作権者あるいはその公認代理人から所定の用紙による通知を受領し次第、ISPが侵害コンテンツを即座に削除できるよう、また削除しなくてはならないようにしていただいた

い。当該契約者に対して返答を提出する権利を認めることで、この場合でも、契約者の利害関係を守ることは可能であろう。7日間待ってからISPが著作権侵害通知に対応するという現在の規定は、著作権者の利害関係を守る上で不十分である。この期間中に、何百万もの無断のコピーが出回ったり、一般上映が行われたりして、著作権者にとって多大な被害が及ぶことがある。

- 4.7 米国のデジタルミレニウム著作権法（DMCA）やシンガポールおよびオーストラリアの著作権法に見られるように、侵害者からの弁明提出の権利を認めるとともに、即座の削除措置を許可する国はすでに何カ国もある。

5. 侵害コンテンツにユーザーを誘導するリンクサイト

- 5.1 P2Pのインデックスサイトは、著作者の許可を得ないコンテンツへのアクセスを容易にすることで、インターネット上の著作権侵害に一役買っている。このようなインデックスサイトでは、特にP2Pネットワーク上で手に入れられる無許可のコンテンツをソート・整理・編集するユーザーフレンドリーなアプリケーションが使われている。
- 5.2 P2Pのインデックスサイトは情報のみを扱っており、著作物のコピーを含んでいないので、このような一覧は著作物の複製ということには当たらない。
- 5.3 また、このようなサイトは著作物を流通・配信の用に供しているものでもない。
- 5.4 著作権法は、民法の不法行為規定などのその他の法的原理に則って、そのようなサイトの責任範囲を明示的に拡大することにより、このような抜け穴を克服できるように改正されるべきである。
 - (1) たとえば、民法709条では、故意あるいは過失によって第三者の権利あるいは利益を侵害する行為は不法行為であると見なされ、不法行為者はその損害に対する法的責任があると規定している。
- 5.5 P2Pインデックスサイトは違法行為の幫助に役立っている、あるいは必要となっていることを、他者によってきちんと認識されるべきであり、DVDの違法コピーをホストしているサイトが禁止されているのと同様に、ある一定の状況下において、ISPもP2Pインデックスサイトをホストしていることに対して責任を負うべきである。

6. 著作権侵害に対する法定損害賠償

- 6.1 現在、日本では、著作権侵害訴訟に対して法的損害は認められていない。その結果、日本での損害賠償の裁定は、一般的に賠償の原理に基づいており、たとえば、ロイヤリティ収入の損失をもとに算定される。
- 6.2 著作物の違法コピー一つ一つに伴う損失は通常小額であることから、権利者にとって意味のある法的救済がない。極端な例を言えば、故意に著作権を侵害し、もし著作権侵害の罪に問われた場合には、ただ賠償金を払えばいいと開き直るような被告を相手に著作権者は戦わなければならないわけである。
- 6.3 実際、私的利用のためのコピーの例外もあり、著作権者にとっては、著作権侵害を犯

す個人に対して、ほとんど、あるいはまったく実質的な法的救済がない。

- 6.4 このような理由から、米国では、著作権侵害に対し法的損害が認められており⁸、法定損害賠償額は、裁判所の裁量次第で、一作品あたり 750 ドルから 30,000 ドルに渡り、故意の侵害に対する損害額はより大きくなる。著作権侵害に対する法的損害は、シンガポールなど、その他の地域においても認められている。
- 6.5 その違いは著しく、米国での日本経済新聞社対コムライン・ビジネスデータ社（米国・166 F.3d 65（第 2 巡回区 1999 年））および日本での日本経済新聞社対コムライン・インターナショナル社（東京地方裁判所・1994 年 2 月 18 日）という日米で平行して裁判の行われた例にもよく表れている。
- 6.6 原告はどちらの訴訟でも日本経済新聞社であり、被告は新聞記事の抄録を英語で作成し、それを販売する事業に従事していた。東京地方裁判所は、11 の記事において著作権侵害を認め、侵害記事 1 つあたり 900 円と算定し、合計 9,900 円の損害賠償金が裁定された。
- 6.7 同被告が米国で同様の事業を再開したとき、原告は米国で訴訟を起こしたが、侵害記事 1 つあたり 10,000 ドルの法定損害賠償金の裁定がなされ、合計 20 の記事に対する法定損害賠償金 200,000 ドルに加え、弁護士報酬としてさらに 200,000 ドルが加算されることになった。
- 6.8 双方の判例に見られる違いは非常に明確であるが、それより重要なことは、日本での裁定においては、賠償金が原告にとって実質的な法的救済を確立したとは、ほとんどいえないという点である。
- 6.9 それゆえに、法的損害制度を確立すれば、権利者にとってもっと意味のある法的救済となるような賠償金の裁定を日本の裁判所がすることができるようになり、同時に、今後法的なリスクを冒して著作権侵害行為を行おうという人たちの抑制にもなるだろう。
- 6.10 法定損害賠償金の額を決める際、考慮しなければならない要因としては、侵害行為が商業的性質によるものかそうでないか、その侵害行為の社会的影響、被告の行為に悪意があったかどうか、侵害によって原告の被った、または被るであろう損失、侵害によって被告に発生したと見られる利益、訴訟前および訴訟中の原告・被告双方の行い、同様の侵害行為を抑制する必要性など、侵害行為の性質と目的が挙げられる。
- 6.11 これに関連して、純粹に賠償原理に基づいて算定された通常の賠償金に加えて、「追加賠償金」の算定をする権限を裁判所に与えるということも考えられる。これによって、たとえば、その侵害行為が重大な社会的影響を及ぼした場合や、その侵害行為やその他のために被告が利益を得たと思われる場合など、被告の行いあるいは侵害の状況を考慮に入れるべき訴訟において、裁判所が賠償金の加算裁定を下すことができる。
- 6.12 また、著作権侵害に対する追加賠償金の考えは珍しいものではなく、米国やオースト

⁸ 米国著作権法 504 条(c) (2)を参照

ラリア、シンガポールなどでも認められている。

7. 結論

7.1 最後にまとめると、MPA としては、日本政府に下記の問題についてご検討いただきたいと考えている。

- (1) 一連の確固たる基準および証拠の識別・確認・通信作業の最適な実行を盛り込んだ総合的な段階的対応プログラムを実施することによって、信頼の置ける、持続可能な運営モデルが容易になるであろう。段階的対応プログラムによって、契約者に対して「穏健な」対応ができ、合法的なサービスを利用するよう契約者を教育することで、著作権者にとっては、すべての場合に裁判に持ち込むだけでなく、それ以外の選択肢ができる。
- (2) ISP が最新のネットワーク管理ツールを使って、違法なインターネット利用を管理することに対して現在足かせとなっている法律を明確化することで、ISP に対して侵害対策への参加を促すこと。
- (3) ISP による著作権侵害物の即座の削除を可能にする一方、侵害者に返答提出の権利を認めてバランスを取り、通知・削除規定を合理化すること。
- (4) リンクサイトやインデックスサイトの著作権法上の責任を明らかにすること。
- (5) 法定損害賠償金に加え、追加賠償金のようなその他の形の賠償金を導入することで、著作権者にもっと意味のある法的救済を提供する。これによって、被告に対する賠償金の算定に際して、ただ単に賠償の原理だけでなくその他の要素をも裁判所は考慮に入れることができるようになる。

7.2 2010年までに120.5兆円に達する「ユビキタスネットワーク社会」または「Uジャパン」⁹の構築という目標を支援する、実行可能な著作権エコシステムを創造しようという日本政府のコミットメントに私どもは賞賛の気持ちを抱いており、上記に述べさせていただいたことが今後この目標を推進する上でお役に立つことを願いつつ、ここに謹んで私どもの意見を提出させていただくものである。

以上

⁹総務省「情報通信白書平成16年版」

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/pdf/index.html>

概要は

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/summary/summary01.pdf>

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する意見

現在、インターネット上では、民間で対処可能なレベルをはるかに超える規模で大量の放送コンテンツが違法に出回っているため、正規市場の拡大が阻害され、民放事業者や多くの権利者が多大な経済的損害を被っている。

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策は、正規コンテンツによる市場拡大、ひいては我が国経済の成長・発展につながる重要なものである。

政府として関係省庁が一体となり、インターネット上の著作権侵害の排除に向け、以下に申し述べる諸施策を講じるよう要望する。

論点(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について、および(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

動画投稿サイトへの放送コンテンツの違法アップロードについては、本来、サイト運営者が自らの責任と負担により監視・削除等の対策を行うべきであるが、実際は被害者である各民放事業者がコストを負担して、自社放送コンテンツの監視・削除要請を行っているのが現状である。しかし、違法アップロードは日々増大し続けており、中国など海外の動画投稿サイトは削除要請に応じないものもある。さらに、違法にアップロードされたコンテンツに誘導するサービス等を提供する「リンクサイト」など、類似サービスが続出する状況は、民放事業者の自助努力により対処し得る範囲をはるかに超えている。

このため、以下の施策が必要と考える。

- ・ プロバイダに対する技術的侵害防止措置導入の義務化とともに、より広範に結果責任を問えるようなプロバイダ責任制限法の見直し
- ・ 関係諸外国に対するインターネット上の違法コンテンツ対策強化の働きかけや、ネット上の侵害対策を含む「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)の早期成立など、国家間での実効性のあるコンテンツ保護対策の推進
- ・ 違法コンテンツ投稿を未然に防ぐ技術・システムの開発・運用の推進
- ・ 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトに対する直接的な法的規制の検討

論点(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

民放事業者は違法コンテンツ対策の一環として、技術と契約によってデジタルテレビ放送のコピー制御(ダビング10)およびネット配信の制限を実施しているが、これを実質的に回避・無効化する機器やプログラム(いわゆる無反応機器を含む)が出回っている。

このため、デジタルテレビ放送のコピー制御等の技術的な制限手段の不正な回避等に

対し、不正競争防止法および著作権法等により実効性のある規制を講じるべきである。

論点(6)効果的な啓発活動について

権利者に対して対価が適正に還元され、コンテンツ市場がさらなる拡大・発展を遂げるためには、コンテンツの違法な流通を抑止し、正規の流通を促進することが不可欠である。このため、動画投稿サイト等の運営者および一般のユーザーに対し、違法なコンテンツの排除、および適正なコンテンツ利用に向けた啓発活動を推進することが重要である。

論点(7)その他

諸外国における違法ダウンロード常習者等への法規制強化の動きや、我が国の改正著作権法（22年1月施行予定）におけるいわゆる“著作権侵害コンテンツのダウンロード違法化”後の状況を注視しつつ、インターネット上の著作権侵害に関する法規制の在り方について、引き続き研究・検討していく必要があると考える。

以 上

平成21年12月10日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査についての意見

日本弁理士会

表記に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

プロバイダーの多くが「notice and take down」の原則にしたがってのみ削除をしており、それ以上の方策を用いない。一度 notice して take down されたコンテンツについては、プロバイダー側に今後とも監視し、必要であれば削除をするよう義務付けるべき。現状は、コンテンツホルダーに過剰なまでの義務を負わせすぎであり、コンテンツ産業の健全な発展を妨げている。

2. 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

著作権侵害については、発信者開示の手続をより簡易なものにすべきである。即ち、著作権者である企業が ISP に対して自己の著作物の侵害品（海賊版）がアップロードされている旨を主張しても、ISP が容易に信用しないことがある。その場合、当該企業は所属の信頼性確認団体に当該企業の著作物であること及びアップロードされているものが海賊版であることを証明してもらっている。この信頼性確認団体の権限を拡大して、当該団体が著作権侵害であると認める発信者については、ISP が発信者情報を開示する等の制度を導入すべきである。

3. 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

(1) 最近では削除要請が困難な海外のサーバーにコンテンツを置いたり、複数のサーバーにコンテンツを置き、これらを誘導するなど、誘導サイトの悪質性が高まっており、これらの対応にコンテンツホルダーは多大な労力を払っている。これらについては、著作権侵害のためのサイトであるから、侵害サイトと同様にサイトそのものの削除が簡易にできるよう、公な指針を出すべきである。

(2) 違法にアップロードされたコンテンツに対するリンク・検索サービスは、侵害行為を助長することにもなるため、リンク等の削除を請求するための法制度を整備すべきである。

中国の法制度では、(検索サービスを含む) ISP が、権利者からの(確実な証拠のある)警告を受けた場合等、一定の場合に、違法に提供されているコンテンツに対するリンクを削除しないと、侵害行為を「幫助」したとして侵害責任を問われる場合がある。

(参考1. 「p. 134 [阿理巴巴(アリババ)事件]」、参考3. 「第三条、第四条」、

参考4.「第二十三条、第二十四条」)

参考1.「中国における著作権侵害対策ハンドブック2」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kaizokuban/pdf/china_singai_handbook_h2_103.pdf

参考2.「中華人民共和国著作権法」

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20011027_2.pdf

参考3.「最高人民法院によるコンピュータネットワーク著作権に関わる紛争案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20061120.pdf>

参考4.「情報ネットワーク伝達権保護条例」

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20060518.pdf>

4. 効果的な啓発活動について

創造性教育プラットフォームの提供を行うようにすべきである。本と末を考えると、創造性教育が本で、知財教育は末であるはず。知財教育（創作体験）コンテンツを提供することにより、「創作体験」を通じて創作の苦勞を知ってもらい、創作と創作物を尊重する「空気」を醸成するべきである。

その活動内容として、「コンテンツ制作（体験）のツールと素材」を提供し、教育の現場で自由に使うようにすべき。「学校教育での使用自由」といったコンテンツを配布し、現場の教員が科目の授業中（学校設定科目等に限定せずに、例えば「国語」の授業中で著作権を学習する等）に、授業の文脈の中で気楽に使う環境等を整備することなどが考えられる。また、現場で曲解されて使用されないための対策として、例えば、使用例も併せて提供したり、現場からの要請に応じたサポートを行うなどの活動も必要である。

5. その他

(1) 著作権法の限界

著作物保護が議論される場合、著作権法の改正による保護の強化あるいは第三者との権利調整規定の新設などといった著作権法の法律改正が注目される。しかしながら、著作権法はあくまで著作物の複製、公衆伝達、翻案等をコントロールする制度であり、公衆のアクセスを禁止するものではない。そして、著作権法を、視聴コントロールを含むアクセスコントロール法に拡張することは、表現の自由との衝突から選択肢として考え難い。このため、動画投稿サイトなどの違法公開などに対処するにあたっては、著作物の保護を著作権法だけに頼ることに限界がある。

したがって、著作権法の保護は、著作権法等の法律に頼るだけでなく、次のような複数の手段により、総合的に行うことが望ましいと考える。

- ①法律（著作権法・不正競争防止法・プロバイダー責任制限法）
- ②契約
- ③技術（コピー防止技術／無許諾画像判別技術／自動削除技術）
- ④モラル教育

(2) 法律と契約の組み合わせの可能性

我が国は、欧米と異なり契約慣行の意識に乏しかったため、国が一律にルールを規定して、特定行為を違法行為として取り締まる手法が主として採られてきた。しかしながら、「2ちゃんねる」のような一部のサイトを除いて、多くのサイトにおいては会員登録の際に、契約が交わされている。

この契約は、もちろん形式的なものではあるが、少なくともユーザーとサイト運営者の間には契約が成立している以上、「契約に他人の著作物の違法公開を禁止する旨を記載させること」及び「違反者は契約解除により同サイトのアクセスを強制的に排除することをサイト運営者に実行させること」を法律により強制すれば、違法な行為を繰り返すユーザーに対してアクセス禁止を行うことができるはずである。

このアクセス禁止契約とその実行を法的に規定し(例えば、プロバイダー責任制限法など)、公的な取締機関による違法行為の発見、通告をサイト運営者への通知あるいは自動検知システムによる違法行為の発見と組み合わせることで、他人のコンテンツの違法公開があった場合に契約を介して間接的に強制的ペナルティを課すような制度設計も可能ではないかと考える。

(3) モラル教育の必要性

著作物は多くの人間の才能と労力により創造されている。しかしながら、違法行為を繰り返すユーザーの多くは、その事実に気づいていない。日本文化の基本は「察しと思いやり」にあったはずである。この重要な意識を欠いた人間が、簡単に他人の著作物を扱ってしまう行動を取ってしまうと思われる。美術や音楽といった著作物の「創造」教育は確かに必要であるが、著作物にどのような人たちが関わっているのかを考えさせる「想像」教育も必要ではないだろうか。

かかる教育を行ううえでは、単に、何が違法で何が適法なのか、といった法令遵守だけの視点ではなく、マンガ、アニメ、ライトノベルズ、音楽・・・といった著作物を完成し、それが我々に届けるという作業がいかに大変なものであるかということを視点に据えることも重要である。

そのためには、現在、プロが行っている作業を紹介する必要のほか、それだけではなく、実際に自分たちが著作物という商品を作り、届けるということをシミュレーションさせ、考えさせるような教育プログラムの開発が必要ではないだろうか(「私のしごと館」のようなハードではなく、教室で実践できるようなソフトを準備する)。

以上

パブリックコメント

はじめに、弊社は、知的財産戦略推進事務局（以下、「IPHQ」といいます）に対し、インターネット上における著作権侵害コンテンツの販売・流布の対策に関するコメントを提供させていただく機会を設けてくださったことについて、感謝します。

1. 日本の現行法の状況

弊社は、現行法におけるインターネット上の偽造品の売買への対処・対策には、いくつかの弱点（問題点）があると考えています。たとえば、日本の著作権法では、偽造品の輸入をする者に対しては厳しい責任を負わせていますが、偽造品の売主に対しては、その者が偽造品を入手した際に偽造品であることを知っていた場合（悪意の場合）でない限り、同法の規制が及びません¹。他の法律、たとえば「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」といいます）や特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます）についても、同様の弱点（問題点）があります²。たとえば、プロバイダ責任制限法では、インターネットサービスプロバイダが（以下、「プロバイダ」といいます）、著作権の権利保有者（以下、単に「権利者」といいます）に対し、偽造品を流布させるためにプロバイダを利用した者を特定するための情報を開示する旨規定していますが、同法は、オンライン市場（インターネットオークション、オンライン・ライフスタイル・コミュニティ、Webポータルなど。以下、「Webポータル等」といいます）を提供する会社が、偽造品を流布・販売するためにWebポータル等を利用した者を特定するための情報を開示する旨の明確な規定を設けていません³。

¹ 著作権法 113 条 1 項 1 号では、著作権を侵害する偽造品を輸入する者に対する厳しい責任を規定しています。しかし、113 条 1 項 2 号では、偽造品を購入または販売した売主は、その売主が偽造品取得時に偽造品であることを知っていた旨を権利者が立証しない限り、責任を負わない旨の規定となっています。

² 特定商取引法 11 条・省令 8 条によれば、通信販売（インターネット上の販売を含む）において業として商品を提供する売主は、売主の氏名または名称、住所および電話番号を含む一定の情報を表示する義務があります。しかし、偽造品の売主は、一般的には架空の情報を表示することから、同法の表示義務による有効性は確実なものではありません。

³ プロバイダ責任制限法 4 条によれば、特定電気通信（たとえば、インターネット）による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者（ここでは、著作権侵害品の頒布により権利を侵害されたとする者）は、プロバイダに対して、著作権侵害コンテンツの発信者の身分識別情報（たとえば、発信者の氏名、住所など）を開示するように請求する権利があると規定されています。しかし、プロバイダ責任制限法の開示要件は、権利者が、著作権侵害品の頒布により現実に侵害を被った旨の証拠を有している場合等のみ、適用があります。さらに、同法は、特定電気通信による情報の流通に焦点をあてているため、Webポータル等による侵害品売買の対策に関する知的財産権の権利保有者の問題を直接的に規定しているものではありません。たとえば、同法のもとでは、Webポータル等には、Webポータルサイト上で偽造品その他権利侵害品を販売する者（hosted third-parties）の情報を開示する義務は課されていません。さらに、同法のもとでは、Webポータル等は、売主により同サイト上に掲載された侵害品をサイトから削除する義務を課されていません。

2. 具体的な提案

弊社は、次の内容を提案させていただきます。

A. 「侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について」

1. 偽造品販売から間接的に利益を得させないこと

Web ポータル等が、著作物や偽造品のインターネット上での販売に関する主要なマーケットとなっていることは広く知られていることです。また、偽造品の売主が、偽造品の売却のために Web ポータル等を利用していることや、自己の身元を察知しにくくしたり、自己と偽造品の売却または輸入行為との関係を隠したりするために様々な方法を用いていることも、公知の事実となっています。これにより、偽造者の発見および特定が困難となっています。同時にこのことが、近年におけるオンラインでの偽造品販売が増加した主な理由となっています。その結果、不幸にも意図せずして、Web ポータル等はオンライン上の偽造品売買により間接的に利益を得ることとなり、そのような偽造品売買を止める対策をする経済的または法的なインセンティブをほとんど有していません。そこで、インターネットを経由する偽造品売買を減少させるためには、Web ポータル等に対して、偽造品の売買を取り締まる責任を課することが効果的であると考えられます。

弊社は、Web ポータル等に対して、以下の法的義務を課すべきと考えております。

- (1) サイト上の全ての著作物の売主に対し、身元を確かな方法で明らかにさせること（ここでいう確かな方法とは、たとえば、会社の登記情報、パスポート、運転免許証、住民票、銀行口座に関する情報、クレジットカード情報などが考えられます）。
- (2) 全ての著作物の売主に対し、名前、住所および電話番号を、著作物を売買または譲渡するページやその他の見やすい場所に提示させること。
- (3) Web ポータル等が最大限知る限りにおいて、売主により提供された情報が真実かつ正確であることを確認すること。
- (4) 権利者の要求を尊重し、一時的または完全に、偽造品（特定の状況下では、偽造品と思われるものも含む）が掲載されているリストまたはページを削除すること。
- (5) 対象物の真偽が不確かであり、権利者から削除するように要請を受けた場合には、売主から、同対象物の真正を証明する書面を入手すること。

上記の義務が履行されることを確実にするために、Web ポータル等が上記の義務を履行せず、または過失により履行しない場合には、偽造品の売買に寄与したものとして Web ポータル等に対して法的責任を負わせるべきです。そのような法的責任を課すことは、Web ポータル等が、Web ポータル等のよ

うに重大な影響を及ぼす販売方法を介して偽造品が提供される問題に対して、真剣に取り組むインセンティブになるものと考えられます。

Webポータル等や売主に対する誤った要求がなされないように、たとえば供託金、保証金、保証書のような担保を提供させることにより、故意に誤った要求をする者の責任を追及できるようにすることが考えられます。

2. 善意または悪意にかかわらず、偽造品の販売・譲渡を禁止すべきであること

著作権法は、頒布を目的として偽造品を輸入した者に対して厳しい責任を課していますが、偽造品の売主に対しては、権利者が、売主が取得時に悪意であったこと（偽造品であることを知っていたこと）を積極的に証明しない限り、偽造品を購入または売却したことについて、厳しい責任が課されません。この著作権法の規制の隙間により、売主が、善意を装うことにより、責任を免れることが可能となっています。現実には、偽造品の売主が、偽造品であったことを知っていた旨を認めることは、ほとんどありません。この再販売者の内心という追加の立証責任により、多くの権利者は、再販売者に対して民事訴訟を提起することを躊躇することになります。なぜなら、多くの事案では、再販売者が悪意であった場合でも、そのことを立証することは困難だからです。権利者に課された追加の立証責任に加え、偽造品を輸入したことによる責任と偽造品を販売したことによる責任を区別することは、必要性のあるものではなく、また本質的なものではないと思われます。なお、日本の商標法では、このような区別はなされていません。

B. 「権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について」

1. Webポータル等は、権利者により、売買される対象物が権利侵害品にあたりと認定された場合には、通知があり次第、偽造品の売主の身分識別情報を開示すべきこと。

現時点では、権利者の要求があった場合であっても、Webポータル等が、偽造品の売主を特定するための情報を開示する義務を明確に規定する法律は存在しません⁴。プロバイダ責任制限法では、プロバイダに責任が課されるのは、権利者が、権利侵害品の頒布により（データ送信など）権利者の知的財産権を現実に侵害されたことの証拠がある場合などのみです。しかし、前述しましたように、同法の責任はWebポータル等を対象とするものではありません。また、同サイトにおける再販売者を特定するための情報をより多く保有しているのは、プロバイダよりも、Webポータル等であることが多いといえます。権利者がWebポータル等で売却された対象物が偽造品であると認定した場合（たとえば、対象物を購入し、同対象物が偽造品である旨の正式な認定をした場合）には、Webポータル等は、売主を特定するための情報（売主の名前、住所など）を権利者に開示する義務を負うべきであると考えます。そうでなければ、偽造品の

⁴プロバイダ責任制限法は、特定電気通信役務提供者に焦点をあてており、Webポータル等に対して情報開示の義務を課すものではありません。

再販売者は、Webポータル等を盾に自己の身元を隠蔽し、責任を免れることが可能となってしまう。

2. 偽造品を抑止するために、制裁を強化すべきこと。

売主が、インターネット上で偽造品を売却する際に、自己の身元を偽ることは良く知られていることです。偽造品の再販売者に対しては、著作権侵害による責任に加え、自己の身元を偽ることに對する責任も課すべきです。特定商取引法のもとでは、虚偽の情報を提示することに対する責任が規定されています。理論的には、同法のもとでは、虚偽の情報を提示することにより、100万円以下の罰金を科される可能性があり⁵、1年以下の業務停止を命じられる可能性があります。しかし、実際の運用では適用されることがないと思われ、また抑止力を有していないように解されます。そこで、弊社としては、特定商取引法における、故意による虚偽の情報を提示することに対する罰金を1000万円以下に大幅に引き上げることを提案します。

C. 「損害賠償額の算定を容易にするための方策について」

1. 著作権侵害による損害賠償額

損害賠償は、権利者にとって、偽造品の売買に起因して失われた利益を補填する重要な救済方法です。同時に、裁判所により認定された損害賠償額は、潜在的な侵害者に対する抑止となりますが、仮に、認められる損害額が偽造品の売買による利益よりも低いものである場合や、発見・特定され責任追及される可能性が低い場合には、抑止力を発せず、その結果として権利者が犠牲を被ることになります。日本で、インターネットを経由する偽造品販売が蔓延する理由として、権利者に対する損害賠償額や救済方法が不十分であることが挙げられます。

現状では、権利者が受けられる損害賠償額について、3つの算定方法があります。(1)著作権侵害物の数量と同数に、権利者が得られたであろう利益を乗じた金額⁶、(2)侵害者が、侵害行為により得た利益の金額⁷、(3)権利者が、その対象物が真正品であった場合にライセンスフィー等として得られたであろう利益⁸。

偽造品の売買に複数の者が関わっている場合に、仮に1人の売主が自己のなした売買からわずかな利益のみを得ているか、偽造品取引の一部のみに関与している場合には、その売主による売買に起因する損害以外の損害は、かかる売

⁵ 特定商取引法第11条に違反する場合には、主務大臣は、当該業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができ（同法第14条）、業者は、同指示に従わない場合には100万円以下の罰金に処せられることとなります（同法72条1項2号）。

⁶ 114条1項

⁷ 114条2項

⁸ 114条3項

主から回収することができません。そのため、権利者は、偽造品の売買による全ての利益を回収するためには、一連の売買における全ての売主を相手に提訴する必要があります。このことは、必ずしも、一連の売買における全ての売主の身元を把握できるわけではなく、そのような売主を相手に提訴できるわけではないので、問題となります。また、多くの事案では、一連の売買においてちばん利益を挙げている再販売者を把握することはほぼ不可能であり、権利者は、いわば「もぐら叩き」の状況に直面することになるのです。偽造品の売主が表に出てきても、彼らは、通常、無知であることや経済的困難性を主張し、また既に存在しない得体の知れない偽造品の供給者に騙されたにすぎないと主張するのです。偽造品の販売に特化した犯罪組織は、彼らの身元を察知されにくくし、侵害訴訟の対象となりうる利益を隠すために、通常、複数の会社を仲介させるようにしています。弊社（および弊社と同様に、定期的に偽造品の販売に関する問題に直面している他社）の経験によりますと、偽造品の輸入から始まり、オンラインで偽造品を販売する個人またはわずかな資本金のみを有する会社（thinly capitalized company）に至る一連の販売において、10社以上の会社が含まれていることは珍しいことではありません。また、偽造品輸入をする大きな業者が、多くの小さな再販売者を使い、偽造品売買による利益の金額を隠していることも、一般的になされていることです。場合によっては、一連の売買における全ての売主に対する損害賠償請求を試みることは、それによる発生するリーガルフィー（弁護士費用等）のほうが、請求金額よりも高額になることがあります。このことは、権利者が、法的手段に訴えることを躊躇する要因となっています。

解決策としては、まず、偽造品の売主が得た全ての売上高に相当する額を権利者が被った損害額と擬制（反証が許されないもの）することが考えられます。偽造品が比較的安価で取得や生産できることを考慮しますと、売主による粗利益は大変高額になるものと思われれます。他の方法としては、日本に、大量の偽造品を販売する者により得られた売上高の100%を法定損害賠償額とする制度を導入することです。小規模な業者は除かれることとなりますが、大規模な輸入業者や販売業者は、日本において、偽造品の組織的な輸入や販売に関与した場合には、収入の100%を引き渡さなければならなくなる可能性に直面します。法的損害賠償額の制度は、権利者の損害を補填するとともに、業者が偽造品販売のビジネスに手をそめることを抑止することになるとの意味で、重要です。最後に、権利者が勝訴した場合に、裁判所が被告に対してリーガルフィー（弁護士費用等）の支払を命ずることも、1つの解決策として挙げられます。

以上

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するIFPIの意見

2009年12月

団体名： -IFPI（国際レコード産業連盟）

背景

本意見書はオンライン著作権侵害について、次の三点の重要施策を提言するものである。

- ① 侵害コンテンツを自らのサーバーに蔵置していない場合におけるインターネットサービスプロバイダ（ISP）の役割
- ② 発信者情報開示請求
- ③ 実損害額の立証が困難なオンライン侵害について、法定賠償による金銭的救済の保障

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報の開示およびログの保存について明確なルールを設ける必要がある。

オンライン侵害行為者を提訴するために必要となる情報の保存を ISP に求めるルール及びこうした情報を迅速に得るための手続は、実効的な違法対策にとって重要である。多くのオンライン侵害の事例では、ユーザーの情報を得ることが困難であるため、権利者が深刻な侵害に対して迅速かつ効果的に対応することが難しくなっている。オンライン上で違法行為を行う人のほとんどは匿名または偽名で行っており、彼らが使っているファイル共有ネットワーク等のプラットフォームも、匿名使用に合わせて設計されている。権利者が権利行使をしようとしても、侵害に使われたコンピューターしか特定することができず、コンピューターとそれを使用した個人を結びつけることが出来ない。ISP のみが、侵害行為者を特定するために必要な情報を保持しており、権利者が現在進行中の侵害を防止して損害を回復するためには、迅速な方法で上記情報を得ることがきわめて重要となる。

日本では、2001年に制定されたプロバイダ責任制限法において、ユーザーを特定するために「有効な情報」を開示する手続が規定されている。しかしながら、実際にはこの手続は負荷が大きく、遅々としている。自発的に権利者に協力する ISP もあるが、裁判所命令が下された段階で初めて情報開示に応じる ISP も多い。情報開示命令を得るのはコスト・時間のかかることであり、不必要な遅延をしばしばもたらす。もしそれが自発的にユーザーの情報を提供する ISP だったとしても、情報開示を得るためには、権利者はその侵害が「明らかであるか」どうかを証明するという負荷に直面する。さらに、プロバイダ責任制限法は情報開示の時間制限を設けていないため、権利者は情報開示を長期間不当に待たなければならないことがしばしばある。例えば、近時の例では ISP への情報開示請求を行ってから、情報が開示されるまでに6ヶ月かかったことがあると聞いている。

遅々として負荷のかかる現行の開示手続によって権利者が不利益を得ることのないよう、

関連条文の改正を提言したい。ISP について、契約者データに関する明確な義務を設けることとし、関連データが少なくとも 1 年以上は保存され、迅速なプロセスで開示されるよう規定すべきである。効果的かつ効率的な制度とするため、権利侵害の疑いが高い場合には発信者情報が権利者またはその代理人に開示されるとすべきであり、侵害事実に関する証拠調べの期間が長期化することのないよう措置すべきである。また、情報開示請求を受けてから、短期間で情報を開示する義務を ISP に課すことも重要である。

情報の保存と開示に関するあらゆるルールは、他のオンライン侵害対策を補強するように策定すべきである。日本が段階的措置のメカニズムを導入すれば、個々のユーザーによる侵害の多くのケースについて情報開示を受ける必要はなくなるだろう。しかしながら、権利者が効率的な方法で、該当ユーザーの情報を得ることができるということを明確にすることは重要である。なぜなら、例えば発売前のコンテンツが違法に頒布されるような深刻な侵害行為に関しては、警告の送付を待つことなく迅速に侵害を止めるために開示手続を用いることができるからである。また、権利者が損害賠償請求訴訟の提起を欲する場合にも、情報開示は不可欠である。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

オンライン上の著作権侵害事件について実効的な救済手段を保証するためには、法定賠償制度の導入が必要である。

法定賠償制度は、実効的かつ抑止効果のある民事的救済手段を提供するものであり、著作権侵害の規模を示す証拠を得ることができないオンライン著作権侵害事件では特に重要である。日本に法定賠償の規定が導入されれば、権利者から侵害行為者に対する権利行使が容易になるほか、訴訟費用も低減し、侵害程度の立証が困難な事案であっても権利者の補償が可能となり、著作権侵害行為に対する強力な抑止力となる。

実損害額の立証は、往々にして、極めて困難であるか又は法外な費用がかかる。こうした困難はあらゆる著作権侵害事件に当てはまるものであるが、オンライン事件では更に困難を増す。フィジカルの著作権侵害事件において権利者が直面する典型的問題は、製造・頒布数量の証拠が存在しないことである。オンライン著作権侵害事件では、侵害行為者が非常に大量の侵害ファイルを複製・頒布するため、問題は更に深刻である。オンライン上の違法行為の程度及び損害を立証するための証拠を提出するのは極めて困難である。というのも、侵害行為者のコンピューターから発見された侵害ファイルの量は、当該ファイルを数百万人もの潜在的受信者に頒布することによって発生する損害の程度を示すものではないためである。こうした事例では、実損害額の立証の代替手段が重要である。というのも、侵害行為者のコンピューターで発見された証拠のみを基礎として損害額を算出するとなれば、権利者に対する十分な補償にならないためである。

法定賠償は、将来の侵害行為を抑止するための重要な制度としても機能するものであり、

潜在的な侵害行為者に対し、仮に損害額の立証が困難であっても権利者への補償がなくなることはないというメッセージを発信するものである。法定賠償の規定は TRIPs 協定第 45 条 2 でも認められており、具体的には「加盟国は、…法定の損害賠償の支払を命ずる権限を司法当局に与えることができる」とされている。アメリカ、カナダ、シンガポール、ブラジル、イタリア、リトアニア、ポーランド、ロシア、イスラエルその他諸国の法律には、法定賠償の規定が既に設けられている。

法定賠償制度は、原告に対し、何れの審理段階においても、実損害額の立証に代えて法定賠償額を選択することを保障しなければならない。損害賠償額は侵害行為ごとに適用しなければならない。そうすることによって、大規模な権利侵害であっても、損害賠償認容額に適切に反映されることになる。賠償額の水準は法定の上限・下限額の範囲内で裁判所により決定されねばならない。下限額および上限額を定めることにより、一方では十分な柔軟性と司法裁量が認められることになるが、潜在的な侵害行為を抑止するのに十分なものでなければならない。裁判所が認容する賠償額は、侵害行為の諸状況を勘案したものでなければならない。そうすることにより、侵害行為者の行動および認容額がもたらす抑止効果を考慮することも可能となる。

(7) その他

ISP は、侵害コンテンツが自らのサーバーに蔵置されていない形態のオンライン侵害についても、侵害を防止するための対応が義務づけられるべきである。

オンラインネットワーク技術の急速な進歩は、デジタルコンテンツの保護に大きな課題をもたらした。日本では他国と同様、権利者はオンライン上におけるコンテンツ保護が一層困難になっていく事態に直面しており、またオンライン侵害の急激な増加に苦しんでいる。P2P ネットワークや掲示板等を通じたパソコン・モバイル上のコンテンツ無許諾利用は新たな広がりを見せており、それは権利者に重大な損失をもたらすだけでなく、正規のオンラインマーケットの成長を阻害するものである。こうした新たな侵害形態が存在していなかった時代に作られた古い法制度では、効果的に対応できない。こうした状況変化に照らせば、ISP の提供サービスを用いた著作権侵害に対応すべく、ISP の役割に関する法的ルールの見直しが必要である。

日本のプロバイダ責任制限法は、侵害コンテンツを自らのサーバーに蔵置する ISP を主に想定しているが、例えば P2P 侵害のように、侵害コンテンツが ISP のサーバーに蔵置されておらず ISP 自らが削除することができない侵害形態については解決策を提示していない。同法は 2001 年に制定されたが、その当時は、侵害コンテンツが ISP のサーバーに蔵置されていない形態や、音楽産業が現在直面しているようなモバイル上の侵害は存在しなかった。同法の制定以降に発生している重大な変化を考慮し、ISP の役割に関する現行の法的枠組を補強するための新たな方策を導入すべきである。

P2P による侵害は、段階的措置によって効果的に対応することが可能である。段階的措置とは、ISP による警告送付に始まり、侵害をやめない者については一時的にアカウントを停止するなどの制裁を行うことをいう。このメカニズムは、日本におけるオンライン侵害について有効な抑止力になると考えられる。ある調査結果によると、大多数の侵害行為者は、今後制裁が与えられる旨の警告書を受領した後には侵害行為をやめるという。このようなシステムは、繰り返し行われる侵害行為に対処するためのバランスの取れた合理的措置である。また、司法手続に訴える必要もなくなり、権利者とユーザーの双方にとって、時間とコストの節約になると同時に、ユーザーは過去の侵害行為について損害賠償その他の法的制裁を受けるといったことを避けることができるのである。また、何れの手続段階においても、ユーザーの身元情報を権利者に開示することは求められないため、プライバシーの懸念もない。アカウント停止措置は、複数回にわたる警告にも関わらず侵害を続ける悪質な侵害行為者に対してのみ適用される。このシステムの下で、ISP は、自らの利用契約約款において、契約者が著作権侵害を含む違法行為を行った場合はサービス提供を中止するという権利が留保される旨の標準的条項を設けることになる。また、ISP が繰り返し侵害を行う者を特定するためにも、権利者から送付された警告書を記録することを義務づける必要がある。

侵害コンテンツが自らのサーバーに蔵置されていない侵害形態に対するその他の方策も検討すべきである。例えば、コンテンツの無許諾頒布を未然に防ぐための、ネットワークレベルでの技術的対策の実施である。侵害コンテンツ著作物を判別するための効果的な技術は既に提供されており、オンライン侵害の撲滅に供することができる。

段階的措置の法制化の動きは、ISP に関する法制度を見直した各国におけるトレンドとなりつつある。フランスでは、段階的措置のシステムが 2009 年 10 月に施行され、運用に向けた準備が進められている。新法では、最長 1 年間のアカウント停止といった措置を伴う警告システムが制定された。また、イギリスでは、段階的措置についての法案が 2009 年 11 月に政府より発議された。同法案は、ISP に対して、権利者からの申立を受けた侵害行為者に警告し、これらのユーザーを記録することを義務づけている。アカウントの停止、サービスの制限といった繰り返し侵害を行う者に対する方策は、内務省によって ISP に義務づけられることになる。韓国では、オンライン侵害に対する段階的措置に関する行政手続の制定法案が 2009 年 4 月に成立し、文化体育観光部によって運用されている。制裁措置には、警告の発行、オンラインサービスのアカウント停止が含まれているほか、こうした行政命令に応じないオンラインサービス事業者に対する制裁措置も規定されている。段階的措置というアプローチは、台湾においても、ISP の責任に関する新規定で採用されたほか、ニュージーランドにおいても、2010 年初めに同様の法案が提出される見込みである。

以上

知財事務局「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に

関する調査へのご協力」に関する意見

1. 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策及び権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

(1) P2P ファイル共有ソフト対策の強化

P2P ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害行為の蔓延は看過できない状況にあり、日本のコンテンツ産業の健全な発展に悪影響を及ぼしていると想定できます。

P2P ファイル共有ソフトによるコンテンツの無許諾アップロードへの対応は、著作権が私権であることから一義的には権利者の負うところではありますが、インターネットの特性等に鑑みて、是非政府ないし行政機関にも権利者の権利保護活動が円滑に実行できるよう、以下の協力をお願いいたします。

(ア) プロバイダ責任制限法の実効性の確保

P2P ファイル共有ソフトのネットワーク内に無許諾アップロードされたコンテンツについて、削除等を目的とした法的対応を行うためには、当該コンテンツファイルのアップロード行為者を特定することが必要となりますが、当該行為者の IP アドレス等、権利者が通常の方法で得られる情報だけでは発信者が特定できず、インターネットサービスプロバイダ (ISP) にいわゆるプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うこととなります。現行プロバイダ責任制限法では、P2P ファイル共有ソフトにおいては、ISP は情報の媒介者ではあるものの送信防止措置を講じ得る立場にないため、ISP に対して送信防止措置を要請することができず、より要件の厳しい発信者情報開示を請求しなければなりません。その上で、発信者に対し、直接送信防止措置を要請することとなります。

仮に上記要請に基づいて発信者情報が開示されたとしても、通常の開示請求より更に時間がかかること等により、その間に P2P ファイル共有ネットワーク内で当該コンテンツが「拡散」し、仮に当該発信者が当該ファイルの送信防止措置を講じたとしても、P2P ファイル共有ソフトの他のユーザーによる同ファイルの複製物のアップロードがネットワーク内で継続してしまうことが容易に想定されます。このように、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害行為に対しては、現状のプロバイダ責任制限法が想定する以上に、迅速な対応が可能と

なるような運用を実現することが必要です。

そこで、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法改正を希望します。

(イ) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」への支援

現在、標記協議会において、著作権等権利者団体と ISP 事業者団体等とで、P2P ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害行為への対策を協議、実行しつつあるところです。オブザーバーとして各省庁にもご参加いただいておりますが、民間のみでの対応だけでは、関係者への周知、関連法制の解釈などに限界があります。そこで、関係省庁には標記協議会を通じた P2P ファイル共有ソフトによる著作権侵害行為への対策が実効的に行えるよう、ユーザーに対する普及啓発ならびに関係者に対する周知、指導、政府機関や海外への広報等につき、ご支援をいただきたく存じます。

(2) 海外における著作権侵害対策

(ア) 情報収集スキームの策定

海外での日本の著作物の違法流通対策として、現地での違法流通の情報収集が不可欠ですが、権利者単独で世界中の侵害状況を収集することは非常に困難です。そこで、政府が中心となり、例えば、大使館職員等が赴任先において日本の著作物の侵害情報を日常的に収集し、権利者に提供するような仕組みを設けることが有益であると考えます。このような仕組みによって、より効果的な侵害対策が講じられると思われまます。

(イ) 法制度、実務情報の共有

インターネット上での著作権侵害対策として、諸外国での著作権法の改正や、権利者 ISP 等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられています。しかしながら、各権利者（団体）等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえます。

そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築が必要であろうと考えます。

(ウ) 侵害情報の共有

国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不可欠です。そこで、政

府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われます。

2. アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

(1) 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

技術的保護手段が著作権法に、技術的制限手段が不正競争防止法にそれぞれ規定されてから相当の期間が経過しており、施す技術も変貌しています。さらに、施された技術を回避する技術も同様に進歩しており、権利者としてはその対応に苦慮しているのが実情です。

技術的保護手段はもとより、技術的制限手段をメーカー等が著作物の複製物等に施す理由は、著作権の実質的な侵害を防止するためです。

技術的制限手段についていえば、それを回避する装置等の提供等によって引き起こされる被害は、本装置で再生、利用される著作物の著作権を侵害されることなのです。

にもかかわらず、著作権侵害を防止するために施しているいずれかの手段が、その形式的な違いのみによって、著作権侵害または不正競争行為、あるいは法的保護の範囲外との評価を受けており、このことには技術的保護手段／技術的制限手段の保護の制度趣旨からは疑問を禁じ得ません。

このことから、実質的に著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度を、その趣旨に照らして改めて検討いただき、保護の拡充を希望します。

(2) シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムの著作物とその複製物等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。

一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(a)プログラムの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(b)「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されている

のです。

上記の(a)の場合は、プログラムの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(b)の場合には、複製されたプログラムの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられているため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。

これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、過度な技術的保護手段等がユーザーに不利益をもたらしてきたという業界の経験から、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。

そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。

(3) 技術的制限手段を回避する装置等の提供等に対する刑事罰の付与等

多くのゲームソフトメーカーおよびゲーム機器のハードメーカーは、主としてアクセスコントロール技術を採用することによって、プログラムの著作物の無許諾複製を実質的に無効化する対策を行っています。著名な例としては、正規パッケージの記録媒体からのみゲームソフトが起動するよう、記録媒体およびゲーム機器に技術的制限手段を施しています。しかしながら、この技術的制限手段を回避する「マジコン」や「Mod チップ」等と呼ばれる機器・製品が市場に流通しているため、これが原因となり、「Winny」などのP2Pファイル共有ネットワークを含むインターネット上には、数多くのゲームソフトのプログラムが著作権者に無許諾で大量にアップロードされています。この結果、多くのユーザーがこれらプログラムをインターネットを介して入手した上で、「マジコン」や「Mod チップ」等を利用してその内容を享受する状況が生じ、ゲームソフトメーカーは、本来売れるべきゲームソフトの販売の機会を逸する、深刻な被害を受けています。

被害規模については、インターネット上で行われている侵害の特性で、違法

な著作物のダウンロード回数などの被害の全体像を把握することが極めて困難です。そこで、被害のイメージとして、任天堂 DS 用ソフトを対象として実施した調査について、以下ご紹介いたします。これら調査は、調査手法や調査期間が異なるため、本来まとめて集計するには適しませんので、あくまでも一部の事例として、ご認識ください。

まず、Web サイトを利用した著作権侵害に関しては、任天堂社が作成したマジコン訴訟の証拠資料によれば、違法に複製された DS ソフトのファイルがアップロードされているサイト(ROM サイトと呼ぶこともある)のうち、ダウンロード数がカウンター形式で表示される代表的な 10 数サイトを調べたところ、平成 21 年 6 月時点で、合計ダウンロード数が 2 億 3753 万 3938 回に上っているとのこと。

また、ファイル共有ソフトに関しては、ACCS で実施した調査によれば、ファイル共有ソフト「Winny」上で調査時(平成 20 年 8 月 10 日 23:00～11 日 23:00 の 24 時間)に違法に流通されている DS ソフトのファイルは 27 万 5979 ファイルに上っていました。さらに、ゲームソフトの場合は 1 つのファイルに複数のゲームタイトルが詰め合わされているケースがあることから、タイトル数を調べたところ 185 万 7988 本換算となっています。そして、上記 1 日での被害相当額は、59 億 4556 万 1600 円となります(185 万 7988 本×調査当時任天堂社に確認した DS ソフトの平均小売単価である 3200 円)。

同様に、ACCS の調査によれば、ファイル共有ソフト「Share」上で調査時(平成 21 年 8 月 23 日の 24 時間)に違法に流通されている DS ソフトのファイルは 4 万 6541 ファイルあり、タイトル数を調べたところ 90 万 314 本換算となっています。そして、上記 1 日での被害相当額は、38 億 7135 万 200 円となります(90 万 314 本×調査当時任天堂社に確認した DS ソフトの平均小売単価である 4300 円)。

上記以外のファイル共有ソフトでは、トレント型の被害については、平成 21 年 1 月～10 月末までの時点で、違法複製された DS ファイルは 680 万 1663 ファイル検出されているという報告もあります。

上記の被害は、先に述べたとおり、調査期間、調査対象が限定的ですので、氷山の一角です。

このことから、任天堂社およびソフトウェアメーカー54社は、携帯用ゲーム機器ニンテンドーDS用の「マジコン」を輸入・販売している複数の業者に対し、不正競争防止法違反に基づき、輸入・販売行為の差止訴訟を平成 20 年 7 月に提起し、平成 21 年 2 月 27 日に差止を認める判決を得ています。

しかしながら、現在の不正競争防止法では、技術的制限手段を回避する装置等の提供等に関して罰則が定められておりません。そのため、技術的制限手段

を回避する機器・プログラムの販売業者には刑事罰のリスクが無く、販売を停止する心理的プレッシャーが弱いと考えられます。

そこで、損害賠償・差止請求によって被害を事後的に回復することのみならず、提供行為の予防・抑止のためにも、刑事罰の付加についても併せて法改正を希望します。

さらに、不正競争防止法では、技術的制限手段を回避する装置等の機器の輸入行為を不正競争と規定しているものの、関税法においてはこのような装置等が輸入差し止め対象の貨物として規定されていないため、輸入を監視する税関での実効性が担保されておられません。法律間の齟齬を解消し本法の実効性を担保するために、関税法における当該規定の見直しを希望します。

3. 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2P ファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114条の5により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

4. 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

- ・リンク集等の著作権侵害の蔓延を助長する行為のみなし侵害化

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。

アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。端的に言えば、無許諾で著作物がアップロードされた場合でも、誰からもダウンロードされなければ、当該アップロード行為には実質的被害が発生していない

と評価することができます。

この観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルの所在をまとめて紹介する、いわゆる「リンク集」の運営者は、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしています。その意味においては、著作権侵害行為を幫助する立場にあるとしても過言ではありません。

さらに、音楽、映像や大半のゲームソフトに関していえば、平成22年1月に施行される改正著作権法により、著作権者の許諾なくアップロードされていることを知りながらダウンロードすることは、私的使用目的であっても違法となることから、それらファイルの所在をまとめて紹介する行為は、「違法ダウンロード」の幫助にあたりと解釈できるでしょう。

しかしながら、現在の法制度では、仮に幫助が成り立つとしても、幫助を理由として差止請求を行うことは、著作権法に間接侵害の規定がないことから、その是非については議論の分かれるところです。

そこで、著作権法自体を改正し、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、侵害とみなす行為に規定する法改正を希望します。

5. 効果的な啓発活動について

違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が十分に理解することが重要です。特に、若年層への啓発は最重要であると考えておりますので引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策をお願いいたします。

6. その他

(1) 権利制限の一般規定について

著作物の利用について、形式的には権利侵害に該当するとしても、社会通念上、適法とすべき事象が存在することについては理解できるところです。しかしながら、権利制限規定の一般規定、いわゆる「日本版フェアユース」規定によって、権利がいかなる範囲で制限されることを想定しているかについては未だ判然としません。

実際に権利制限規定の一般規定を導入するにあたっては、何が公正な目的か、権利者の不利益をどう判断するか、諸外国での法制度との整合性やベルヌ条約との整合性、さらには現行の権利制限規定との関係など多くの点につき、吟味調整する必要があると考えます。そのため、著作権者等の権利が必要以上に抑制されないよう十分に議論し、性急に結論を出さぬようお願いすると共に、「導

入すること」を前提に議論するのではなく、「導入するか否か」についての議論から始めることを求めるとともに、この趣旨での提案としていただきたく存じます。

(2) 著作権法 30 条の見直し

既述の通り、平成 22 年 1 月に施行される改正著作権法では、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合、私的使用目的の複製であっても 30 条の制限から外すこととなりました。

しかし、インターネットの Web サイトへの無許諾アップロードやファイル共有ソフトによる“共有”（違法アップロードと当該著作物のダウンロードとの連関・連鎖）による被害は、ゲームやビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模であるところ、本改正著作権法によっては、プログラムの著作物のうち、「映画の著作物」としても法的に評価され得るゲームソフトのみが保護の対象となるにとどまるところです。弊協会では、インターネットにおける“共有”の被害実態に鑑みて、本法改正と同趣旨の保護の必要性及び被害の実態は、プログラムの著作物全般においても録音・録画物と同等またはそれ以上であると考えております。

そこで、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外することを希望いたします。

(3) 著作権法 47 条の 2 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法 47 条の 2 においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。

そもそも本条が設けられた趣旨は、当時、流通等の目的でプログラムの著作物が固定・記録された媒体がフロッピーディスクや磁気テープであったため、媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうることに鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所持者が行う複製を、プログラムをコンピュータで使用する一手順として一定程度の複製等を認めないことには、使用者が保有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかつたことによります。

しかしながら、現在において、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」として CD-ROM 等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体および固定・記録されたプログラムの破損は、通常取り扱いでは発生しづらくなって

います。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト（OS）を基底として応用ソフト（アプリケーションソフト）を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修したり、使用者自らがソースプログラムをオブジェクトプログラムに変換することも希になっております。

また同条では、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がないものであっても、そのインストール（複製）が可能になると解されます。

加えて言うならば、本条改正によっても、著作権法 30 条（私的使用目的の複製）の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。

項目 1. で指摘した著作権法 30 条の改正論議の過程においては、違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為（例えば、海賊版をマスターとして複製する行為）も制限規定の適用除外とすることも検討されていましたが、結果として自動公衆送信に係る複製を対象とするに留まっております。海賊版等の違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為は、ビジネスソフトの海賊版プログラムを入手した者の場合等では、インストールという形で通常行うものであり、本行為類型が改正の対象から見送られたことは、この趣旨からも遺憾であります。

そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも『複製物使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返しにはなりますが、著作権法 30 条の改正も併せて強く要請するものです。

以上

平成21年12月11日

社団法人電気通信事業者協会

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について

<総論>

このたびは、「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査へのご協力のお願い」として、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方につきましては、プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインに基づく運用がなされている背景・実態を踏まえ、著作権侵害コンテンツによるビジネス機会の損失を解決する事によって、我が国の国民全ての権利である表現の自由や通信の秘密を侵害する事とならないよう、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

<各論>

電気通信の悪用による著作権侵害問題が大きくなっている点は、意見募集に記載された趣旨のとおりと理解しております。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

仮に、ネットワーク内を流通する電気通信の情報を監視・検閲し侵害コンテンツを削除するといった侵害防止措置を、電気通信事業者に義務付けるとすれば、ネットワークシステムへの負荷に鑑みて数千万のユーザの全トラフィックの監視は現実的ではないうえ、我が国国民に与えられた表現の自由や通信の秘密等の権利を害する大きな問題であり、考え方と致しましても、一部の侵害者を取り締まるための負担を多数の一般的電気通信サービス利用者求める事となれば、受益者負担の原則・公平性を失する点でも問題であります。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

発信者情報の開示については、プロバイダ責任制限法及び権利者団体、電気通信事業者、文化庁及び総務省等の関係者により協議・策定された同法ガイドラインにより、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者において確認できる場合に、発信者の意見を聞いたうえで発信者情報を開示出来ることとなっております。又、発信者が開示に同意しない場合であっても、権利侵害が明白であるとき(著作物がそのまま転載されている等)は開示が出来ることとなっております。

ところで、現状におきまして発信者情報の開示が積極的になされないとの意見があるかと思えます。

しかしながら、我々電気通信事業者は、憲法による表現の自由及び通信の秘密、これを踏まえた電気通信事業法において、通信の秘密の保護及び検閲の禁止を求められております。個々の通信に於ける発信者情報は、通信の秘密の保護の対象となるものであり、一度誤って開示されてしまえば原状回復が不可能ですから、その取扱いには慎重さが求められるべきものです。また、電気通信事業者は中間者(電気通信を媒介するに過ぎない。)であり、権利侵害の有無を判断出来る立場にありません。そのため、裁判外で発信者情報を開示することに慎重にならざるを得ないという事情があります。

そうした事情の中で、より適切で迅速な発信者情報の開示を進めるためには、ガイドラインの充実等の取組が重要と考えます。

<結び>

以上により、本件につきましては、これ迄様々な場で議論されて来た経緯や、これを踏まえた法規・ガイドラインによる運用がなされている実態を踏まえ、意見募集にあります「現行の対策に対する評価、現行の対策を行ううえで問題となっている事例や考えられる改善策」の検討に当たっては、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

以上